

太宰府市地域防災計画

資料編

令和4年6月

太宰府市防災会議

＜資料編 目次＞

項 目	頁
1. 条例等	
1-1 太宰府市災害対策本部条例	1
1-2 太宰府市防災会議条例	2
1-3 太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例	3
1-4 太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	7
1-5 激甚災害指定基準	10
1-6 局地激甚災害指定基準	13
1-7 福岡県災害調査報告実施要綱	15
1-8 災害による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	19
2. 協定書	
2-1 福岡県消防相互応援協定書	26
2-2 福岡都市圏市町消防相互応援協定書	28
2-3 災害時における避難所施設利用に関する協定書（筑紫高校）	29
2-4 災害時相互応援に関する協定（奈良市）	31
2-5 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（福岡県内市町村）	32
2-6 災害時における応急対策業務に関する協定書（太宰府市四王寺会）	34
2-7 福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定書（福岡都市圏）	36
2-8 災害時における応急対策業務に関する協定書（南福岡管工事組合）	38
2-9 水道災害時における相互応援に関する協定書（筑紫地区）	40
2-10 全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定書	42
2-11 災害時における応急対策業務に関する協定書（太宰府市緑化造園組合）	44
2-12 災害時における避難所施設利用に関する協定書（筑紫女学園）	46
2-13 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（太宰府市社会福祉協議会）	47
2-14 災害時における避難所施設利用に関する協定書（九州情報大学）	48
2-15 災害時における避難所施設利用に関する協定書（株式会社宰都）	49
2-16 災害時における避難所施設利用に関する協定書（筑陽学園）	50
2-17 太宰府市における大規模な災害時の対応に関する協定書（九州地方整備局）	51
2-18 災害時における避難所施設利用に関する協定書（筑紫台学園）	53
2-19 災害時における物資の供給協力に関する協定書（三角商事株式会社）	54
2-20 災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定（筑紫地区、筑前環境整備事業協同組合）	55
2-21 災害時における物資の供給協力に関する協定書（ハローデイ大佐野店）	56
2-22 災害時相互応援に関する協定書（多賀城市）	57
2-23 災害時における避難所施設利用に関する協定書（養護老人ホーム双葉）	58
2-24 災害時等における応急対策測量設計業務に関する協定書（筑紫地区建設コンサルタンツ協会）	59
2-25 災害時相互応援に関する協定書（国分寺市）	61
2-26 災害時における避難所施設利用に関する協定書（太宰府高等学校）	62
2-27 災害時における福祉避難施設利用に関する協定書（太宰府特別支援学校）	63
2-28 災害時における避難所及び福祉避難施設利用に関する協定書（同朋会）	64
2-29 災害時における避難所施設利用に関する協定書（福岡農業高等学校）	66
2-30 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定書（梅香福祉会）	67
2-31 避難所施設利用に関する協定書（九州学園）	68-001
2-32 避難所施設利用に関する協定書（筑紫医師会）	68-003
2-33 災害時における地図製品等の供給に関する協定書（株式会社ゼンリン）	68-005
2-34 災害時における環境衛生業務に関する協定書（筑紫地区ビル管理事業協同組合）	68-007
2-35 災害時相互応援に関する協定（中津市）	68-009

2-36	災害時における応急対策業務に関する協定書（九州総合サービス株式会社）	68-011
2-37	災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）	68-013
2-38	太宰府市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定（一般社団法人筑紫医師会）	68-015
2-39	防災パートナーシップに関する協定（九州朝日放送株式会社）	68-018
2-40	災害時における情報伝達等に関する協定（九州テレ・コミュニケーションズ株式会社ケーブルステーション福岡）	68-020
2-41	福岡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（福岡空港株式会社）	68-021
2-42	災害時における物資供給に関する協定書（株式会社グッデイ）	68-023
2-43	災害発生時における太宰府市と日本郵便株式会社の協力に関する協定	68-025
2-44	災害時相互応援に関する協定（武雄市）	68-027
2-45	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（ヤマト運輸株式会社久留米主管支店）	68-029
2-46	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	68-032
2-47	災害時における物資の供給協力に関する協定書（株式会社小柳 屋号コッペリア）	68-034
2-48	災害時における避難所施設利用に関する協定書（学校法人都築育英学園）	68-036
2-49	災害時相互応援に関する協定（総社市）	68-038
2-50	災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ナフコ）	68-040
2-51	災害時における福祉避難所に関する協定書（社会福祉法人宰府福祉会）	68-042
2-52	災害時における避難所施設としての使用に関する協定（中央福岡ヤクルト販売株式会社、水城区自治会）	68-044
2-53	太宰府市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定書（社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会）	68-045
3. 災害報告様式		
	様式第1号 災害概況即報	69
	様式第2号の1 被害状況報告	70
	様式第2号の2 災害による福祉施設被害即報	71
	様式第2号の3 災害による救護を要する傷病者即報	72
	様式第2号の4 災害による商工被害状況即報	73
	様式第2号の5 災害による農業関係被害即報	74
	様式第2号の6 災害による山林【林地】被害状況	75
	様式第2号の7 災害による山林【治山施設】被害状況	76
	様式第2号の8 災害による山林【林道】被害状況	77
	様式第2号の9 災害による山林【森林】被害状況	78
	様式第2号の10 災害による山林【作業路・林産物・苗畑・林業施設】被害状況	79
	様式第2号の13 災害による土木被害状況即報	80
	様式第2号の14 災害による建築物被害状況即報	81
	様式第2号の15 災害による都市施設等被害状況即報	82
	様式第2号の16 災害による教育施設関係被害状況即報	83
	様式第3号の1 災害による衛生被害状況	84
	様式第3号の2 災害による商工被害状況	85
	様式第3号の3 災害による水稲被害状況（その1）初期の被害	86
	様式第3号の4 災害による水稲被害状況（その2）中後期の被害	87
	様式第3号の5 災害による水稲被害状況（その3）干害	88
	様式第3号の6 災害による農作物被害状況（水稲を除く）	89
	様式第3号の7 災害による農業関係施設被害状況	90
	様式第3号の8 災害による樹体被害状況	91

様式第3号の9～12 災害による畜産関係被害状（その1）～（その4）	92
様式第3号の13 災害による農地農業用施設被害状況	96
様式第3号の14 災害による農業関係非共同利用施設及び地方公共団体施設被害状況	97
様式第3号の15 災害による農業共同組合及び農業共同連合会の在庫被害状況	98
様式第3号の16 災害による土木被害状況	99
様式第3号の17 災害による建築物被害状況	100

4. 要請書等

4-1 自衛隊災害派遣要請書	101
4-2 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書	102
4-3 被災証明申請書（被災届）	104
4-4 被災証明書（被災届提出証明願）	105

5. 一覧表等

5-1 気象庁関連表	106
5-2 災害危険指定箇所等一覧	110
重要水防箇所（河川）	111
重要水防箇所（ため池）	111
災害危険河川区域	111
老朽ため池箇所	112
山地災害危険箇所[山腹崩壊危険地区]（民有林）	113
道路災害危険箇所	114
砂防指定地	114
土石流発生危険箇所	115
山地災害危険箇所[崩壊土砂流出危険地区]（民有林）	117
山地災害危険箇所[崩壊土砂流出危険地区]（国有林）	117
土砂災害（特別）警戒区域（土石流）	118
土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）	120
土砂災害（特別）警戒区域図	125
5-3 御笠川浸水想定区域	126
5-4 給水保有機器	127
5-5 水道施設一覧	127
5-6 南福岡管工事組合太宰府支部	128
5-7 資機材	128
5-8 浸水時の薬剤所要量	130
5-10 市内病院・診療所・歯科医院一覧	131
5-11 市内薬局一覧	134
5-12 指定文化財一覧	135
5-13 防災無線位置図	140
5-14 消防水利位置図	141
5-15 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設	142

1. 条例等

1-1 太宰府市災害対策本部条例

昭和39年7月27日
条例第161号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、太宰府市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平8条例8・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(平13条例17・一部改正)

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平8条例8・追加)

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平8条例8・旧第4条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 太宰府市防災会議条例

昭和 39 年 7 月 27 日

条例第 160 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき太宰府市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平 12 条例 9・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 太宰府市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 太宰府市の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 県知事の部内の職員の内から市長が任命する者
 - (3) 県警察の警察官の内から市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員の内から指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員の内から市長が任命する者
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 6 前項第 1 号から第 4 号まで、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、若干名
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(平 13 条例 16・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者の内から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平 13 条例 16・一部改正)

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 9 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月21日

条例第390号

注 昭和62年3月から改正経過を注記した。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 災害弔慰金(第3条—第8条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条)
- 第5章 雑則(第16条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風・豪雨等の自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付けを行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(平23条例27・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 住民 災害を受けた当時、市内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、住民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にしその他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母

については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(平23条例27・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(平3条例22・平23条例27・一部改正)

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他特別の事情があるため、市長が支給を不適當と認めた場合

(平23条例27・一部改正)

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、住民が災害により負傷し又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(平23条例27・一部改正)

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(平3条例22・平23条例27・一部改正)

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものと

する。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について、法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価値のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失した場合 350 万円

- (3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。なお、前号のエの「滅失」には、全壊、全焼、流失の全てを含むものであること。

- 2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年)とする。

(昭 62 条例 4・平 3 条例 22・一部改正)

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

第 5 章 雑則

(平 23 条例 27・章名追加)

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 太宰府町災害弔慰金の支給に関する条例(昭和 48 年条例第 365 号)は、廃止する。

附 則(昭和 50 年条例第 416 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 52 年条例第 5 号)

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和 62 年条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 3 年条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は、当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 23 年条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

1-4 太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年7月10日

規則第211号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第390号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、市の区域外で死亡した住民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、住民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった住民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては医師の療養見込期間及び療養概算額を記載

した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村に居住していた借入申込書にあっては当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3ヶ月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を検討のうえ当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付け金の金額、償還期間及び償還の方法を記載した貸付け決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書(様式第4号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに保証人の連署した借用書(様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き替えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは当該借受人に係る借用書及びこれらに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは支払猶予を受けようとする理由、猶予期間、その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは支払を猶予した期間、その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときはその理由を記載した申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨の決定をしたときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由、その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が、精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなった事を証する書類

(3) 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(4) 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納期限までに納入しないものがあるときは督促状を発行するものとする。
(氏名又は住所の変更届出等)

第 17 条 借受人は、保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を市長に氏名、住所等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 57 年規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成 12 年規則第 25 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

1-5 激甚災害指定基準

適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円……の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% 又は (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 3% ……の県が1以上 ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおよび被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条 の2	森林災害復旧事業に対する補助	A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% ……の県が1以上 ただし、A Bとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業	A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2% B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% ……の県が1以上

適用条項	適用措置	指定基準
	者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400 億円 ……の県が 1 以上 ただし、火災の場合又は第 12 条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第 16 条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第 17 条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第 19 条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第 22 条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数 $\geq 4,000$ 戸 B (1) 被災地全域滅失戸数 $\geq 2,000$ 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200 戸又は住宅戸数の 1 割以上 ……の市町村が 1 以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数 $\geq 1,200$ 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400 戸又は住宅戸数の 2 割以上 ……の市町村が 1 以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。
第 7 条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第 9 条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第 10 条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第 11 条	共同利用小型漁船の建造費の補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第 14 条	事業協同組合等の施設の災害復旧	災害の実情に応じ、その都度検討する。

適用条項	適用措置	指定基準
	事業に対する補助	
第 20 条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第 21 条	水防資材費の補助の特例	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第 25 条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	災害の実情に応じ、その都度検討する。

1-6 局地激甚災害指定基準

適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 \gt 当該市町村の標準税収入\times50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 \gt 当該市町村の標準税収入\times20%</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 \gt 当該市町村の標準税収入\times20% $+$ (当該市町村の標準税収入-50億円) \times60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 \gt 当該市町村の農業所得推定額\times10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 \gt 当該市町村の農業所得推定額\times10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額\gt 当該市町村の漁業所得推定額\times10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第11条 の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>(3) 当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) \gt 当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門) \times 1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)</p> <p>かつ</p> <p>(1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積\gt300ha 又は</p> <p>(2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積\gt 当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの) \times 25%</p>

適用条項	適用措置	指定基準
第 12 条 第 13 条 第 15 条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	(4) 中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (被害額が 1 千万円のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章 (第 3 条及び第 4 条) 又は第 5 条の措置が適用される場合。

1-7 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年5月21日

改正 平成6年4月1日

平成10年4月1日

(趣旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市長村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

1 即報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10時00分	15時00分
出先機関の長	10時30分	15時30分
各 部 長	11時00分	16時00分

2 詳報

災害発生後市町村長にあっては5日以内に、関係出先機関の長にあっては7日以内に、

それぞれの関係機関に様式第 2 号又は様式第 3 号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から 15 日以内に様式第 2 号又は様式第 3 号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも 2 部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1 部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ 2 部提出するものとする。

(報告の順序)

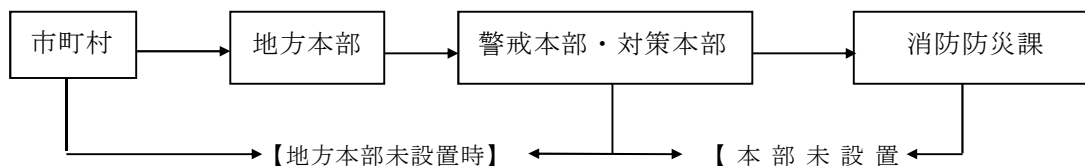
第 7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被害によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

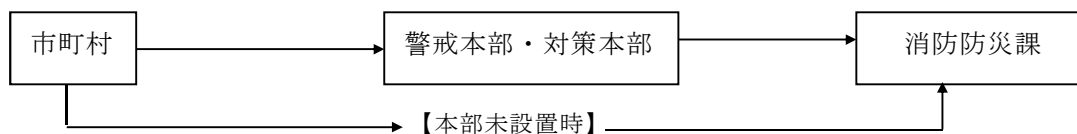
(1) 災害概況及び被害状況即報

(様式第 1 号・様式第 2 号の 1)



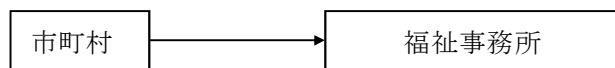
(2) 被害状況確定報告

(様式第 2 号の 1)

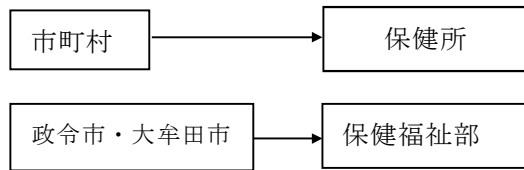


(3) 社会福祉施設関係被害即報

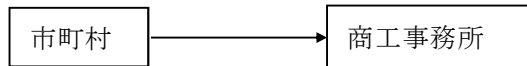
(様式第 2 号の 2)



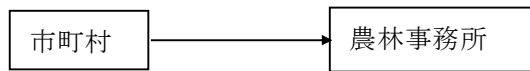
(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の3、様式第3号の1)



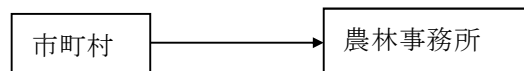
(5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の4、様式第3号の2)



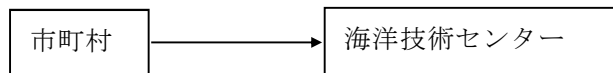
(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の5、様式第3号の3～15)



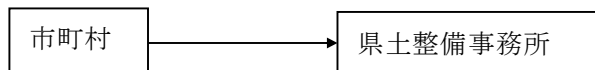
(7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の6、7、8、9、10)



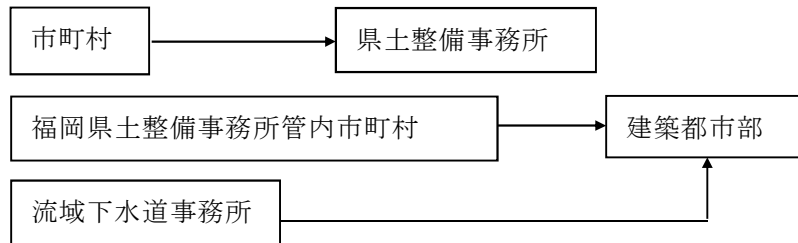
(8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の11、12)



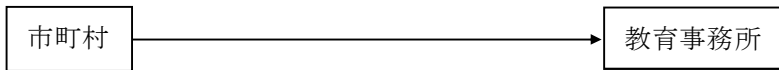
(9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の13、様式第3号の16)



(10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号14、15、様式第3号の17)

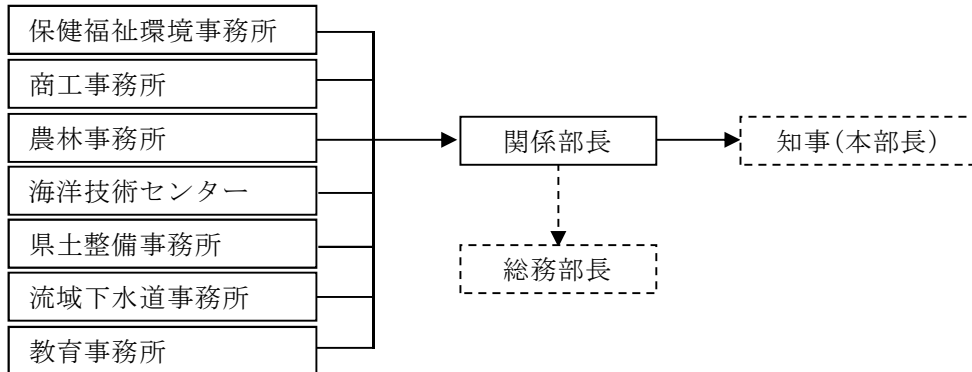


(11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

以下、様式は省略

1-8 災害救助法による救助内容

別表第二(第五条)(その1) 福岡県災害救助法施行細則 平24規則28・一部改正

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
1	避難所の供与	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。</p> <p>(3) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要となる当該地域における通常の実費を加算できるものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(基本額)</p> <p style="padding-left: 40px;">避難所設置費 1人1日当たり 300円</p> <p style="padding-left: 40px;">(加算額)</p> <p style="padding-left: 40px;">冬期(10月～3月)の燃料費 別に定める額</p> <p>(4) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
2	応急仮設住宅の供与	<p>(1) 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者を収容するものとする。</p> <p>(2) 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7㎡を基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000円以内とする。</p> <p>(3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、(2)の規定にかかわらず別に定める。</p> <p>(4) 高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置することができる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。</p> <p>(6) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>(7) 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第三項による期限内(最高2年以内)とする。</p>

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間																					
3	たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>(1) たき出しその他による食品の給与</p> <p>ア たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住宅に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。</p> <p>イ たき出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ウ たき出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。</p> <p>エ たき出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができるものとする。</p> <p>(2) 飲料水の供給</p> <p>ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>																					
4	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>ア 被服、寝具及び身のまわり品</p> <p>イ 日用品</p> <p>ウ 炊事用具及び食器</p> <p>エ 光熱材料</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもつて決定する。</p> <p>ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="464 1552 1402 1720"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>期間</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>4月～9月</td> <td>17,200円</td> <td>22,200円</td> <td>32,700円</td> <td>39,200円</td> <td>49,700円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10月～3月</td> <td>28,500円</td> <td>36,900円</td> <td>51,400円</td> <td>60,200円</td> <td>75,700円</td> </tr> </tbody> </table>	季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	夏季	4月～9月	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	冬季	10月～3月	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯																	
夏季	4月～9月	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円																	
冬季	10月～3月	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円																	

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間																					
		<p>イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="459 383 1412 555"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>期間</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>4月～9月</td> <td>5,600円</td> <td>7,600円</td> <td>11,400円</td> <td>13,800円</td> <td>17,400円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10月～3月</td> <td>9,100円</td> <td>12,000円</td> <td>16,800円</td> <td>19,900円</td> <td>25,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>	季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	夏季	4月～9月	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	冬季	10月～3月	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯																	
夏季	4月～9月	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円																	
冬季	10月～3月	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円																	
5	医療及び助産	<p>(1) 医療</p> <p>ア 医療は、災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>イ 医療は、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができるものとする。</p> <p>ウ 医療は、次の範囲内にて行う。</p> <p>(ア) 診療 (イ) 薬剤又は治療材料の支給 (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術 (エ) 病院又は診療所への収容 (オ) 看護</p> <p>エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p> <p>オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p> <p>(2) 助産</p> <p>ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つたものに対して行うものとする。</p> <p>イ 助産は、次の範囲内において行う。</p> <p>(ア) 分べんの介助 (イ) 分べん前及び分べん後の処置 (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。</p> <p>エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>																					

別表第二(第五条)(その4) 福岡県災害救助法施行細則 平 24 規則 28・一部改正

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
6	災害にかかった者の救出	<p>(1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。</p> <p>(2) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 災害にかかった者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
7	災害にかかった住宅の応急修理	<p>(1) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。</p> <p>(3) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。</p>
8	生業に必要な資金の貸与	<p>(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p> <p>(3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 生業費 1件当たり 30,000円</p> <p>イ 就職支度費 1件当たり 15,000円</p> <p>(4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。</p> <p>ア 貸与期間 2年以内</p> <p>イ 利子 無利子</p> <p>ウ 保証人 貸与を受ける者と連帯して債務を負担する者1人以上</p> <p>(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。</p>

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
9	学用品の給与	<p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。))に対して行うものとする。</p> <p>(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 教科書代 (ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 イ 文房具及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円</p> <p>(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>
10	埋葬	<p>(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給する。</p> <p>ア 棺(付属品を含む。) イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ウ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人199,000円、小人159,200円以内とする。</p> <p>(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
11	死体の搜索	<p>(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>

別表第二(第五条) (その6) 福岡県災害救助法施行細則 平 24 規則 28・一部改正

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
12	死体の処理	<p>(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 死体の一時保存 ウ 検案 <p>(3) 検案は、原則として救護班によつて行う。</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とする。 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては1体当たり5,000円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。 ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。 <p>(5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
13	災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	<p>(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とする。</p> <p>(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
14	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>(1) 応急救助のため輸送費及び人夫賃として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 被災者の避難 イ 医療及び助産 ウ 災害にかかった者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の搜索 カ 死体の処理 キ 救済用物資の整理配分 <p>(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。</p>

別表第三（第一四条） 福岡県災害救助法施行細則 平 16 規則 42・一部改正

	法第 24 条第 5 項の規定により実費弁償の対象となる者の種類	実費弁償の方法及び程度															
1	政令第 10 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者	<p>(1) 日当</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 医師及び歯科医師</td> <td>1 人 1 日当たり</td> <td>17,400 円</td> </tr> <tr> <td>イ 薬剤師</td> <td>1 人 1 日当たり</td> <td>11,900 円</td> </tr> <tr> <td>ウ 保健師、助産師及び看護師</td> <td>1 人 1 日当たり</td> <td>11,400 円</td> </tr> <tr> <td>エ 土木技術者及び建築技術者</td> <td>1 人 1 日当たり</td> <td>17,200 円</td> </tr> <tr> <td>オ 大工、左官及びとび職</td> <td>1 人 1 日当たり</td> <td>20,700 円</td> </tr> </table> <p>(2) 時間外勤務手当 職種ごとに(1)のアからオまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例(昭和 32 年福岡県条例第 41 号)第 2 条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。</p> <p>(3) 旅費</p> <p>ア 医師及び歯科医師にあつては、福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和 32 年福岡県規則第 64 号。以下「規則」という。)に定める 3 等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。</p> <p>イ 薬剤師、保健師、助産師及び看護師にあつては、規則に定める 5 等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。</p> <p>ウ 土木技術者、建築技術者、大工、左官及びとび職にあつては、規則に定める四等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。</p>	ア 医師及び歯科医師	1 人 1 日当たり	17,400 円	イ 薬剤師	1 人 1 日当たり	11,900 円	ウ 保健師、助産師及び看護師	1 人 1 日当たり	11,400 円	エ 土木技術者及び建築技術者	1 人 1 日当たり	17,200 円	オ 大工、左官及びとび職	1 人 1 日当たり	20,700 円
ア 医師及び歯科医師	1 人 1 日当たり	17,400 円															
イ 薬剤師	1 人 1 日当たり	11,900 円															
ウ 保健師、助産師及び看護師	1 人 1 日当たり	11,400 円															
エ 土木技術者及び建築技術者	1 人 1 日当たり	17,200 円															
オ 大工、左官及びとび職	1 人 1 日当たり	20,700 円															
2	政令第 10 条第 5 号から第 10 号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内とする。															

2. 協定書

2-1 福岡県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域並びに代表消防機関及び地域代表消防機関の設置)

第2条 福岡県内を次に掲げる地域に区分するものとする。

(1) 北九州地域

北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び苅田町の区域

(2) 筑豊地域

飯塚地区消防組合、福岡県田川地区消防組合、直方市及び直方鞍手広域市町村圏事務組合の区域

(3) 福岡地域

福岡市、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、糸島地区消防厚生施設組合、粕屋南部消防組合、宗像地区消防組合及び粕屋北部消防組合の区域

(4) 筑後地域

久留米市、大牟田市、大川市、柳川市、筑後市、八女地区消防組合、瀬高町外二町消防組合及び福岡県南広域消防組合の区域

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関を、前項に掲げる地域にそれぞれ地域代表消防機関を設置するものとし、代表消防機関及び地域代表消防機関（以下「代表消防機関等」という。）にはそれぞれ代行消防機関を選定しておくものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において、相互応援の対象とする大規模災害等とは、次に掲げる災害のうち大部隊若しくは特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

(1) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模災害

(3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

(応援可能消防隊の登録)

第4条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援要請の種別)

第5条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。

(1) 第一要請

第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第6条 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、

他の市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。

3 前項の要請については、第2条第2項に規定された代表消防機関等を通じて行うものとする。

4 第一要請又は第二要請を行った要請側の長又は消防長は、福岡県に対して要請した旨を通報するものとする。

（応援隊の派遣）

第7条 前条の規定により応援の要請を受けた応援側の長又は消防長は、消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。

2 応援隊の派遣を決定したとき又はやむを得ない理由により派遣し難いときは、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて要請側の長又は消防長に通知するとともに、福岡県に通報するものとする。

（応援の中断）

第8条 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

（応援隊の指揮）

第9条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第10条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く）及び小破損の修理費

イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費

ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等

エ 交通事故における損害賠償費等

オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

（航空消防応援）

第11条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

（改廃）

第12条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

（委任）

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成18年10月10日から効力を生じる。

2 平成14年8月1日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第10条の規定は、なおその効力を有する。

3 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県消防防災課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等はその写しを各1通保管するものとする。

昭和18年10月10日

2-2 福岡都市圏市町村消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づいて、福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、宗像市、福津市、古賀市、新宮町、久山町、篠栗町、粕屋町、志免町、須恵町、宇美町、太宰府市、那珂川町、前原市、志摩町、二丈町、粕屋南部消防組合、春日大野城那珂川消防組合、筑紫野太宰府消防組合、糸島消防厚生施設組合、宗像郡消防組合、粕屋北部消防組合（以下「協定市町」と総称する。）の各市町及び組合の長（以下「市町長」と総称する。）は、消防相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、火災、救急救助事案その他の災害（以下「災害等」という。）が発生したときに、協定市町相互間の消防力を活用して、災害等による被害を最小限度に防止し、安寧秩序を保持することを目的とする。

（応援の原則）

第2条 協定市町は、災害等が発生した場合には、災害等が発生した協定市町の市町長の応援要請等に基づき、相互に応援するものとする。

（費用負担の原則）

第3条 応援に際し要した費用は、原則として応援した協定市町の負担とする。ただし、事故等が発生したとき、又は多額の費用を要したときは、関係協定市町の協議によるものとする。

（委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、本協定の実施に関し必要な事項は、協定市町の消防長又は消防団長が協議して定めるものとする。

（協定書の保管）

第5条 この協定の成立を証するため本書25通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

附 則

1 この協定は、平成18年10月10日からその効力を生ずる。

2 この協定の締結に伴い、平成14年6月25日福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、玄海町、津屋崎町、宗像市、福間町、古賀市、新宮町、久山町、篠栗町、粕屋町、志免町、須恵町、宇美町、太宰府市、那珂川町、前原市、志摩町、二丈町、大島村、粕屋南部消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、筑紫野太宰府消防組合、糸島消防厚生施設組合、宗像地区消防組合、粕屋北部消防組合間において締結した福岡都市圏市町村消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の締結の際、旧協定第3条に規定する協議が終了していないものについては、なおその効力を有する。

平成18年10月10日

2-3 災害時における避難所施設利用に関する協定書

太宰府市（以下「甲」という。）と福岡県立筑紫高等学校（以下「乙」という。）との間において、災害時における避難所として福岡県立筑紫高等学校を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が筑紫高等学校体育館（以下「体育館」という。）を災害時における太宰府市住民の避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定）

第2条 甲は、地震、風水害時における避難所として体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、乙に対してその旨を連絡するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、体育館を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は乙に対し開設した旨を連絡するものとする。

3 甲及び乙は、夜間、休校日等を問わず避難所を速やかに開設できるよう、体育館の鍵の管理等について、あらかじめ定めておくものとする。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、乙の業務に支障が生じると判断した場合は、甲に避難所の使用中止を申し出ることができるものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、避難所の施設運営に係る費用を負担するものとする。

2 乙は甲に対し、避難所の使用料は徴しないものとする。

（開設期間）

第6条 避難所の開設時期は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議するものとする。

（原状復帰）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼしたときは、その責任と負担において原状に復するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期限については、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協議）

別紙

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成27年7月24日

2-4 災害時相互応援に関する協定（奈良市）

太宰府市及び奈良市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に基づき、協定市に災害が発生した場合、友好都市の深い友情をもって相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 全各号に掲げるもののほか、特に需要があった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請しようとする市（以下「被災市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援機関
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援をしようとする市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

（大規模災害時における自主的活動）

第5条 地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第3条の規定による要請がないときは、応援市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、情報収集により、被害が甚大であり、応援活動をすることが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。

第6条 応援に要した経費は、協定市が別に定めるところにより被災市又は応援市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第7条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第8条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年5月30日

2-5 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（福岡県内市町村）

（目的）

第1条 この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するものとする。

（自主応援）

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

（応援の調整）

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附則

1 この協定は、平成17年4月26日から施行する。

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

2-6 災害時における応急対策業務に関する協定書（太宰府市四王寺会）

太宰府市（以下「甲」という。）と太宰府市四王寺会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の会員が所有する資機材及び労力（以下「資機材等」という。）の提供による応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにした要請書により、応援を要請するものとする。ただし、要請書を交付する暇がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする資機材等の種類、数及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 前条の要請に基づき、乙が資機材等を提供して応援する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除却作業
- (2) 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除却作業
- (3) その他甲が認める緊急応急作業

（協力）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により応援要請があったときは、特別の理由がない限り、資機材等を提供して応援するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにした報告書を、速やかに甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した事業者名並びに資機材等の種類、数及び人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 甲の応援要請に基づき、乙が提供した資機材等に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生時における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 第2条に規定する業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 第2条に規定する業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務に従事した者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第8条 乙及び乙の所属会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては太宰府市建設部長、乙においては、太宰府市四王寺会の会長とする。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲乙いずれからも解除の申し出がない場合は、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 18 年 10 月 4 日

2-7 福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定書（福岡都市圏）

（目的）

第1条 この協定は、地震等の自然災害、水道施設事故、水質事故等（以下「災害等」という。）の発生により、福岡都市圏住民への水道水の供給が困難になった場合又は困難になると予測される場合において、福岡都市圏の水道事業者、水道用水供給事業者が相互応援を円滑に実施することを目的とする。

（事業者）

第2条 この協定における相互応援を実施する事業者は、福岡市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、古賀市、宇美市、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、前原市、二丈町、志摩町及び春日那珂川水道企業団の各水道事業者並びに福阿地区水道企業団、山神水道企業団及び宗像地区事務連合の各水道供給者（以下「水道事業者等」という）とする。

（連絡会）

第3条 この協定に係る災害等対策に関する情報交換、必要な事項の連絡調整等を行うため、水道事業者等で構成する福岡都市圏水道災害対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

2 連絡会の運営については、別に定める。

3 連絡会の事務局は、福岡市に置く。

（応援内容）

第4条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急給水資機材及び応急復旧資機材の提供
- (4) 応急送水
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請等）

第5条 応援を受けようとする水道事業者等は、応援要請書（様式第1号）により、連絡会に要請する。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。この場合において、口頭による要請後速やかに応援要請書を連絡会に提出しなければならない。

3 前2項の応援要請を受けた場合は、連絡会は、その他の水道事業者等へ連絡し、応援ができる水道事業者等（以下「応援事業者」という。）の調整を行い、応援事業者及び応援の内容を受ける事業者等（以下「受援事業者」という。）に応援要請回答書（様式第2号）により連絡する。

4 受援事業者は、連絡会からの連絡に基づき応援事業者と協議した上で内容を決定する。

5 受援事業者は、応援を受けた場合、その結果を連絡会に報告する。また、災害時と応援の規模等から判断して、必要な場合には、国、県等関係機関に報告する。

6 受援事業者が緊急を要し、やむを得ず連絡会を通じることなく個別に応援事業者と応援の内容を協議する場合には、速やかにその結果を連絡会に報告する。

（応援事業者の責務）

第6条 応援事業者の職員等は、食料、被服、資金、装備その他の災害時必要物資等を携行する。

2 応援事業者の職員等は、受援事業者の指示に従い作業に従事する。

3 応援事業者の職員等は、応援事業者名を表示する腕章その他の標識を受け、その身分を明らかにする。

（受援事業者の責務）

第7条 受援事業者は、応援事業者の職員等の宿舍のあつせんその他の必要な便宜を供与する。ただし、災害等の状況によりやむを得ない場合は、この限りではない。

2 受援事業者は、資機材等の応援を受ける場合、保管場所等を確保し、これらを管理する。ただし、災害時の状況によりやむを得ない場合は、応援事業者が行う。

（費用等の負担）

第8条 受援事業者は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる費用について負担するも

のとする。

- (1) 応援の実施に要する費用(第4条第4号の応援送水における費用は相当する実費を基本とし、応援事業者と受援事業者が協議し個別に定める。
- (2) 応援事業者の職員の派遣に要する費用のうち、給料及び時間外勤務手当以外の手当を除いたもの
- (3) 応援事業者の職員が応援の実施により、負傷し、又は疾病にかかった場合に、受援事業者において応急治療するときの治療費

2 応援事業者の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援の実施中に生じたものについては、受援事業者が賠償の責を負うものとする。ただし、応援地域への移動中に生じたものについては、この限りではない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

(協定の効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結の日から生じる。

この協定の締結を証するため、本書 22 通を作成し、協定者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。
平成 21 年 7 月 23 日

2-8 災害時における応急対策業務に関する協定書（南福岡管工事組合）

太宰府市（以下「甲」という。）と南福岡管工事協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が保有する資機材及び労力（以下「資機材等」という。）の提供による応援が必要であると認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにした要請書により、応援を要請するものとする。ただし、要請書を交付する時間がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする資機材等の種類、数及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

（業務内容）

第2条 前条の要請に基づき、乙が資機材等を提供して応援する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における水道及び下水道施設の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う被害施設の応急復旧作業
- (2) 災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助及び道路交通確保のための障害物の除却作業
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により応援要請があったときは、特別の理由がない限り、資機材等を提供して応援するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにした報告書を、速やかに甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出する時間がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した事業者名並びに資機材等の種類、数及び人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 甲の応援要請に基づき、乙が提供した資機材等に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生時における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 第2条に規定する業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 第2条に規定する業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務に従事した者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第8条 乙及び乙の所属会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては太宰府市上下水道部長とし、乙においては南福岡管工事協同組合の理事長とする。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲乙いずれからも解除の申出がない場合は、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 18 年 11 月 1 日

2-9 水道災害時における相互応援に関する協定書（筑紫地区）

春日那珂川水道企業団、大野城市水道事業、太宰府市水道事業及び筑紫野市水道事業（以下「4 水道事業」という。）は、地震、風水害その他の災害時及び異常渇水並びに水質事故発生時（以下「水道災害時」という。）における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、水道災害時において、被災事業体が速やかに給水能力を回復できるよう4 水道事業で行う応援活動について必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第2条 4 水道事業は、この協定の実施に必要な情報の交換を担当する連絡部署、連絡責任者及び連絡責任者補助者を定め、水道災害時連絡表(別記様式 1)により毎年4 月末日までに交換するものとする。

2 4 水道事業は、水道災害時連絡表により交換した内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡するものとする。

（応援の要請）

第3条 災害を受け応援を要請しようとする事業体（以下「応援要請事業体」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除き、前条に定める連絡部署を通じて役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた事業体（以下「応援事業体」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 応援の要請は、応援要請事業体が、次に定める事項を明らかにして、口頭又は電信、電話その他の情報手段により行うものとし、後日、速やかに応援事業体に文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援内容）

第4条 応援事業体が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に応援要請のあった事項

（応援要員の派遣）

第5条 応援事業体は、応援要請があった場合、直ちに応援体制を整え応援要請事業体に協力するものとする。

2 応援事業体の職員（以下「応援要員」という。）は、食料、被服、資金、装備その他水道災害時に必要な物資等を携行するものとする。

3 応援要員は、応援要請事業体の指示に従って作業に従事する。

4 応援要員は、応援事業体を表示する腕章その他の標識を着用し、その身分を明らかにするものとする。

（応援費用の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として応援要請事業体が負担するものとする。

2 応援要員の派遣に要する費用は、応援事業体が応援事業体の旅費及び諸手当に関する規定に基づき算出した額を支弁し、応援要請事業体が負担する。

3 応援要員が応援活動により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償は、応援事業体が負担する。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請事業体が負担する。

4 前各項の規定にかかわらず、法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援事業体に対し

て、応援に要した費用につき補てんがあった場合は、その金額を応援要請事業体の負担額から控除するものとする。

(損害賠償に関する特則)

第7条 応援要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては応援要請事業体が、応援要請事業体への往復途中に生じたものについては応援事業体が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。

(防災関係物資等の調査結果の交換)

第8条 4 水道事業は、水道災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況について調査し、防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査表（別記様式2）により毎年4月末日までに交換するものとする。

2 4 水道事業は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。

3 4 水道事業は、水道災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。

4 4 水道事業は、調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに、4 水道事業のいずれからも解除の申出がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた場合は、その都度4 水道事業で協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書4通を作成し1通を保有するものとする。4 水道事業記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年8月1日

2-10 全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定書

全国梅サミット協議会加盟市町（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条の 2 及び第 8 条第 2 項第 12 号の規定に基づき、いずれかの市町域において災害が発生し、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応急対策及び復旧活動に必要と認められる事項

（応援要請の手続き）

第 2 条 応援を要請しようとする被災市町は、次の事項を明らかにし、第 6 条に定める連絡担当部局を通じて、応援を要請するものとする。この場合において、被災市町は次の事項を記載した文書の後日、速やかに送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号まで掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第 3 条 応援を要請された協定市町は、これに応じ応援に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市町において激甚な災害が発生したことが明らかな場合は、協定市町が自主的判断により応援を実施することができるものとする。

（応援経費の負担）

第 4 条 応援に要する経費は、応援を要請する被災市町が負担する。

2 応援を要請する市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町から要請があった場合には、応援を要請された協定市町は、一時繰替支弁することができる。

（災害補償等）

第 5 条 第 1 条及び第 2 条の規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

2 応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、被災市町が賠償の責めを負い、被災市町への往復経路の途中で生じたものについては、応援を行う協定市町が賠償の責めを負うものとする。

（連絡担当部局）

第 6 条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第 7 条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

2 協定市町は、地域防災計画その他の参考資料を改訂したときは、他の協定市町にそれを送付するものとする。

（協議）

第 8 条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 この協定は、協定市町及び協定市町の各機関が消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

この協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、協定市町は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附則

この協定は、平成29年4月3日から効力を生ずる。

平成29年4月3日

2-11 災害時における応急対策業務に関する協定書（太宰府市緑化造園組合）

太宰府市（以下「甲」という。）と太宰府市緑化造園組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という）のため、乙の組合員が所有する資機材及び労力（以下「資機材等」という）の提供による応援が必要と認めるときは、乙に対して次に掲げる事項を明らかにした要請書により、応援を要請するものとする。

ただし、要請書を交付する暇がないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする資機材等の種類、数及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 前条の要請に基づき、乙が資機材等を提供して応援する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業。
- (2) 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業。
- (3) その他甲が認める緊急応急作業。

（協力）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により応援要請があったときは、特別の理由がない限り資機材等を提供して応援するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにした報告書を速やかに甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出する暇がないときは、口頭で報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した事業者名並びに資機材等の種類、数及び人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 甲の応援要請に基づき、乙が提供した資機材等に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生時における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 第2条に規定する業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 第2条に規定する業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の災害保障については、業務に従事した者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第8条 乙及び乙の所属組合員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、太宰府市建設経済部長、乙においては、太宰府市造園緑化組合長とする。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲乙いずれからも解除の申し出がない場合は、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 22 年 6 月 11 日

2-12 災害時における避難所施設利用に関する協定書（筑紫女学園）

太宰府市（以下「甲」という。）と筑紫女学園（以下「乙」という。）は、太宰府市内に風水害、地震災害等の災害が発生し、もしくは発生の恐れのある場合（以下「災害時」という。）における避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、太宰府市民を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者）

第2条 乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、筑紫女学園近傍に居住する住民を原則とする。

（避難所として利用できる施設）

第3条 乙は、避難所として利用できる施設の範囲をあらかじめ定め、避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時、避難所を開設する必要がある場合は、乙が承諾した場所を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を避難所開設通知書（第2号様式）又は口頭で通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 災害時の避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、避難所開設から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙に避難所使用許可期限延長申請書（第3号様式）により、期間の延長を申請する。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に施設使用を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条 甲は、乙が管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届（第4号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成22年11月1日から平成23年10月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年11月11日

2-13 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（太宰府市社会福祉協議会）

太宰府市（以下「甲」という。）と太宰府市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、太宰府市内に大規模な地震、風水害及びその他災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として、指定する施設は次のとおりとする。

1 名称 太宰府市総合福祉センター

2 所在地 太宰府市白川2番10号

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れ了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、乙は福祉避難所の指定を解除しようとする場合は、解除しようとする日から2月前までに、甲に書面で申し出をしなければならない。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、一甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年7月1日

2-14 災害時における避難所施設利用に関する協定書（九州情報大学）

太宰府市（以下「甲」という。）と九州情報大学（以下「乙」という。）は、太宰府市内に風水害、地震災害等の災害が発生し、もしくは発生の恐れのある場合（以下「災害時」という。）における避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、太宰府市民を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者）

第2条 乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、九州情報大学近傍に居住する住民を原則とする。

（避難所として利用できる施設）

第3条 乙は、避難所として利用できる施設の範囲をあらかじめ定め、避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

（避難所施設入口鍵の借入）

第4条 甲は、夜間及び休日等における避難施設利用のため、避難施設入口の鍵を乙から借り入れるものとし、あらかじめ借用書（第2号様式）を乙に提出する。

（避難所の開設）

第5条 甲は、災害時、避難所を開設する必要がある場合は、乙が承諾した場所を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第6条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を避難所開設通知書（第3号様式）又は口頭で通知するものとする。

（避難所の管理）

第7条 災害時の避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第8条 避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第9条 避難所の開設期間は、避難所開設から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙に避難所使用許可期限延長申請書（第4号様式）により、期間の延長を申請することができる。

（避難所解消への努力）

第10条 甲は、乙が早期に施設使用を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第11条 甲は、乙が管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届（第5号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成23年9月1日から平成24年8月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年9月7日

2-15 災害時における避難所施設利用に関する協定書（株式会社宰都）

太宰府市（以下「甲」という。）と株式会社宰都（以下「乙」という。）は、太宰府市内に風水害、地震災害等の災害が発生し、もしくは発生の恐れのある場合（以下「災害時」という）における、避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、太宰府市民を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者）

第2条 乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、宰都ビル近傍に居住する住民を原則とする。

（避難所として利用できる施設）

第3条 乙は、避難所として利用できる施設の範囲をあらかじめ定め、避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時、避難所を開設する必要がある場合は、乙が承諾した場所を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を避難所開設通知書（第2号様式）又は口頭で通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 災害時の避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、避難所開設から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙に避難所使用許可期限延長申請書（第3号様式）により、期間の延長を申請することができる。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に施設使用を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条 甲は、乙が管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届（第4号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成23年9月1日から平成24年8月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年9月7日

2-16 災害時における避難所施設利用に関する協定書

太宰府市（以下「甲」という。）と学校法人筑陽学園（以下「乙」という。）は、太宰府市内に風水害、地震災害等の災害が発生し、もしくは発生の恐れのある場合（以下「災害時」という）における、避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が筑陽学園中学校・高等学校体育館（以下「体育館」という。）を災害時における太宰府市民の避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の周知）

第2条 甲は、地震、風水害時における避難所として体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時、避難所を開設する必要がある場合は、体育館を避難所として開設できる。
2 甲及び乙は、夜間、休校日等を問わず避難所を速やかに開設できるよう、あらかじめ定めておくものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を避難所開設通知書（第1号様式）又は口頭で通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 災害時の避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
2 乙は、乙の業務に支障が生じると判断した場合は、甲に避難所の使用中止を申し出ることができるものとする。

（費用負担）

第6条 避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。
2 乙は甲に対し、避難所の使用料は徴しないものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、避難所開設から7日以内とする。ただし、甲は災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議するものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に施設使用を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第9条 甲は、乙が管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届（第2号様式）を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第 10 条 この協定の有効期間は、平成 27 年 7 月 24 日から平成 28 年 7 月 23 日までとする。ただし、期間満了の 3 箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に 1 年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

(協議)

第 11 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 7 月 24 日

2-17 太宰府市における大規模な災害時の対応に関する協定書（九州地方整備局）

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と太宰府市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- (1) 所管施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (4) 災害応急措置
- (5) その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 太宰府市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と太宰府市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を太宰府市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 市長は、太宰府市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局福岡国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙-1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けた太宰府市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙-2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 太宰府市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙-3の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

- (1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

- (2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として太宰府市の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。

- ① 大規模被災と認めらるる場合
- ② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合
- ③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設や復旧を含まない。）

- ④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災及び福岡国道事務所管理第一課と太宰府市総務部協働のまち推進課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、太宰府市においては総務部協働のまち推進課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年11月24日から適用する。

平成23年11月24日

2-18 災害時における避難所施設利用に関する協定書（筑紫台学園）

太宰府市（以下「甲」という。）と学校法人筑紫台学園（以下「乙」という。）は、太宰府市内に風水害、地震災害等の災害が発生し、もしくは発生のおそれのある場合（以下「災害時」という。）における避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、太宰府市民を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者）

第2条 乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、筑紫台高等学校近傍に居住する住民を原則とする。

（避難所として利用できる施設）

第3条 乙は、避難所として利用できる施設の範囲をあらかじめ定め、避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

（避難所施設入口鍵の借入）

第4条 甲は、夜間及び休日等における避難施設利用のため、避難施設入口鍵を乙から借り入れるものとし、あらかじめ借用書（第2号様式）を乙に提出する。

（避難所の開設）

第5条 甲は、災害時、避難所を開設する必要がある場合は、乙が承諾した場所を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第6条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を避難所開設通知書（第3号様式）又は口頭で通知するものとする。

（避難所の管理）

第7条 災害時の避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第8条 避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第9条 避難所の開設期間は、避難所開設から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙に避難所使用許可期限延長申請書（第4号様式）により、期間の延長を申請することができる。

（避難所解消への努力）

第10条 甲は、乙が早期に施設使用を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第11条 甲は、乙が管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届（第5号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成24年3月22日から平成25年3月21日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年3月22日

2-19 災害時における物資の供給協力に関する協定書（三角商事株式会社）

災害時に必要となる食糧、食料品、その他生活必需品等の救護物資（以下「物資」という。）の供給協力に関し、太宰府市（以下「甲」という。）と三角商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の自然災害（以下「自然災害」という。）により太宰府市内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）用が実施する被災者の物資を確保する等の災害応急対策に対する乙の協力等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、太宰府市内に自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資が必要であるときは、乙のルミエール太宰府店の店長に対し物資の供給協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し物資の供給協力を依頼する場合は、物資供給協力依頼書（第1号様式）により乙のルミエール太宰府店の店長に対し品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日物資供給協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの物資の協力依頼に対し、乙のルミエール太宰府店の供給できる範囲内で、乙のルミエール太宰府店の店舗において甲に引き渡すものとする。ただし、乙による輸送が可能なきときは、乙は甲の指定する場所へ物資を納入するものとする。

4 甲は、乙から物資の引渡し又は納入されたときは、物資を確認のうえ、速やかに物資確認通知書（第2号様式）により乙に通知するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、乙の納入した物資の代金を負担するものとする。この場合の物資の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、物資の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による物資の代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、代金の支払い時期についてはこの限りではない。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成24年3月30日から平成25年3月29日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年3月30日

2-20 災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書

筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町（以下「甲」という。）と筑前環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、甲の地域内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるし尿等の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、し尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「し尿等」とは、災害時に処理する必要が生じたし尿及び浄化槽汚泥その他の汚水であって、その収集運搬について甲の市町が生活環境の保全上、協力を要請する必要があると判断したものをいう。

（協力事項の発動）

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲の市町が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（し尿等の収集運搬の協力要請）

第4条 災害時において、甲の市町が協力を要請する必要があると判断したときは、乙に対して実施可能な範囲において、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の市町からの協力の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、し尿等の収集運搬を行うものとする。

（要請手続）

第5条 前条に規定する甲の市町の乙に対する要請手続は、業務の内容、車両台数、場所等を記載した要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

（し尿等の収集運搬の実施）

第6条 乙は、甲の市町から要請があったときは、必要な人員及び車両を調達し、要請業務を優先的に協力するものとする。

2 乙は、甲の市町からの要請事項を実施したときは、その実施状況を明らかにした報告書を、速やかに甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出する暇がないときは、口頭で報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第7条 前条の規定により乙が実施したし尿等の収集運搬に係る費用については、甲の市町が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるし尿等の収集運搬に係る適正価格を基準として、甲の市町及び乙が協議の上、決定するものとする。

（損害の負担）

第8条 第4条に規定する要請業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

（補償）

第9条 第4条に規定する要請業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務に従事した者の使用者の責任において行うものとする。

（情報交換）

第10条 甲の市町と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備え

るものとする。

2 乙は、役員、連絡体制等に変更があった場合は、甲の市町へ報告するものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 6 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 26 年 4 月 1 日

2-21 災害時における物資の供給協力に関する協定書（ハローデイ大佐野店）

災害時に必要となる食糧、食料品、その他生活必需品等の救護物資（以下「物資」という。）の供給協力に関し、太宰府市（以下「甲」という。）とハローデイ大佐野店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の自然災害（以下「自然災害」という。）により太宰府市内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）甲が実施する被災者の物資を確保する等の災害応急対策に対する乙の協力等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、太宰府市内に自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し物資の供給協力を依頼する場合は、物資供給協力依頼書(第1号様式)により乙に対し品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日物資供給協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの物資の協力依頼に対し、乙の供給できる範囲内で、乙の店舗において甲に引き渡すものとする。ただし、乙による輸送が可能なときは、乙は甲の指定する場所へ物資を納入するものとする。

4 甲は、乙から物資の引渡し又は納入されたときは、物資を確認のうえ、速やかに物資確認通知書(第2号様式)により乙に通知するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、乙の納入した物資の代金を負担するものとする。この場合の物資の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、物資の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による物資の代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、代金の支払い時期についてはこの限りではない。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成24年3月30日から平成25年3月29日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年3月30日

2-22 災害時相互応援に関する協定書（多賀城市）

（趣旨）

第1条 この協定は、太宰府市及び多賀城市（以下「協定市」という。）が、協定市において災害時に、友愛的精神をもって相互に協力し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に規定する地方自治体間の災害救助及び災害復旧に係る相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 災害災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害時災害が発生し、又はそのおそれがある場合をいう。
- (3) 被災市災害を受けた、又は受けるおそれがある協定市をいう。
- (4) 応援市被災市ではない協定市をいう。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害救助及び災害復旧に必要な職員の応援（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定によるものを除く。）
- (4) 災害救助及び災害復旧に必要な車両等の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第4条 協定市は、災害時に、前条に定める応援（以下「応援活動」という。）を、文書により要請することができる。ただし、緊急を要するときその他やむを得ない事情があると認められるときは、電話等口頭で要請することができる。

2 前項ただし書に定める場合にあっては、前項の規定による応援を受けようとする市は、やむを得ない事情が解消した後、遅滞なく要請書を提出しなければならない。

（災害時における自主的活動）

第5条 災害時に、通信途絶等により被災市から前条の規定による要請がないときは、応援市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により、被災市に対する応援活動をすることが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費の負担については、別に定めるところによる。

（情報交換）

第7条 協定市は、災害に備えて、平常時、相互の連絡体制等についての情報交換をあらかじめ行わなくてはならない。

2 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年4月23日

2-23 災害時における避難所施設利用に関する協定書（養護老人ホーム双葉）

太宰府市（以下「甲」という。）と養護老人ホーム双葉（以下「乙」という。）は、太宰府市内に風水害、地震災害等の災害が発生し、もしくは発生の恐れのある場合（以下「災害時」という）における、避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、太宰府市民を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者）

第2条 乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、養護老人ホーム双葉近傍に居住する住民を原則とする。

（避難所として利用できる施設）

第3条 乙は、避難所として利用できる施設の範囲をあらかじめ定め、避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時、避難所を開設する必要がある場合は、乙が承諾した場所を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を避難所開設通知書（第2号様式）又は口頭で通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 災害時の避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、避難所開設から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙に避難所使用許可期限延長申請書（第3号様式）により、期間の延長を申請することができる。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に施設使用を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条 甲は、乙が管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届（第4号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成24年9月4日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年9月4日

2-24 災害時等における応急対策測量設計業務に関する協定書（筑紫地区建設コンサルタンツ協会）

太宰府市（以下「市」という。）と一般社団法人筑紫地区建設コンサルタンツ協会（以下「協会」という。）は、災害時等における応急対策測量設計業務の応援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、太宰府市において発生した災害の応急対策測量設計業務に関し、これに必要な組織、労力等の確保及び動員の方法を定め、もって、被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 市は、太宰府市内で災害が発生し必要と認めるときは、災害状況に応じて協会に応援を要請することができるものとする。

2 協会は、前項の要請があったときは、市の指示により当該災害箇所における測量を実施し設計するものとする。

3 協会は、適切な対応ができるよう防災情報や天気予報等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

（業務の応援範囲）

第3条 業務の応援範囲は、太宰府市内とする。

（応援の要請）

第4条 市は、協会に対し第3条の業務応援範囲の具体的な災害状況に応じ、応急対策測量設計業務のための応援を書面または口頭により要請するものとする。

（契約の締結）

第5条 市の応援要請があった場合には、応急対策測量設計業務委託契約を速やかに締結するものとする。

（業務指示）

第6条 業務の直接指示は、市が行うものとし、協会はその指示に従うものとする。

（業務の実施）

第7条 協会は、第4条に基づく応援要請があった場合は、速やかに出動し、応急対策測量設計業務を実施するものとする。

2 協会は、出動後遅滞なく測量の成果品等を市に書面により提出するものとする。

（協会の業務）

第8条 協会は、業務の履行にあたっては、市の意図及び業務の目的を十分に理解し、最高の技術を発揮するように努めなければならない。

2 協会は、業務の実施にあたっては、諸法規を遵守し、作業の安全と円滑を図るとともに、市と密接な連絡をとり、業務を遂行しなければならない。

（地権者の了解）

第9条 協会は、本業務遂行のために民地等に立ち入る場合は、予め当該土地所有者の承諾を受けるものとする。

（経費の負担）

第10条 市の応援要請に基づき、協会が実施した業務に要した費用は、市が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生時における通常の実費用を基準として、市と協会が協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第11条 第2条に規定する業務により生じた損害の負担は、市と協会が協議して定めるものとする。

（補償）

第12条 第2条に規定する業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務に従事した者の使用者の責任において行うものとする。

（秘密の遵守）

第13条 協会は、業務に関する全ての事項について、秘密を厳守し、他にももらしたり転用したりしてはならない。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定調印の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日までに、市、協会いずれからも解除の申し出がない場合は、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、市と協会が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定 2 通を作成し、市、協会が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。
平成 24 年 9 月 4 日

2-25 災害時相互応援に関する協定書（国分寺市）

太宰府市と国分寺市は、災害時における相互の応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、互いの区域内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、相互の応援を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びに運搬
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供並びに運搬
- (3) 災害救助及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (4) その他特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 被災を受けた市（以下「被災市」という。）による応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 提供を要請する物資等の品目、数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、派遣人数、派遣場所及び派遣期間
- (4) その他必要な事項

（災害時における自主的活動）

第4条 災害時に、通信途絶等により被災市から前条の規定による要請がない場合においても、被災を受けていない協定市（以下「応援市」という。）は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により、被災市に対する応援を実施することが望ましいと認めるときは、自主的に応援を実施するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、応援市と被災市との協議により応援市が負担するものについては、この限りではない。

2 第2条第3号に定める派遣職員に要する経費の負担については、次のとおりとする。ただし、被災市と応援市の協議により、現況に応じた負担内容とすることができる。

- (1) 被災市が負担する経費の額は、応援市の旅費に関する規定により算出した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 派遣職員が援助業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に関する経費は、応援市の負担とする。

（情報の交換）

第6条 両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時相互の連絡体制、地域防災計画等についての情報交換をあらかじめ行うものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じ両市協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成24年10月22日

2-26 災害時における避難所施設利用に関する協定書（太宰府高等学校）

太宰府市（以下「甲」という。）と福岡県立太宰府高等学校（以下「乙」という。）との間において、災害時における避難所として福岡県立太宰府高等学校を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が太宰府高等学校体育館（以下「体育館」という。）を災害時における太宰府市住民の避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定）

第2条 甲は、地震、風水害時における避難所として体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、乙に対してその旨を連絡するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、体育館等を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は乙に対し開設した旨を連絡するものとする。

3 甲及び乙は、夜間、休業日等を問わず避難所を速やかに開設できるよう、体育館等の鍵の管理等について、あらかじめ定めておくものとする。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、乙の業務に支障が生じると判断した場合は、甲に避難所の使用中止を申し出ることができるものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、避難所の施設運営に係る費用を負担するものとする。

2 乙は甲に対し、避難所の使用料は徴しないものとする。

（開設期間）

第6条 避難所の開設時期は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議するものとする。

（原状復帰）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼしたときは、その責任と負担において原状に復するものとする。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限については、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成25年6月11日

2-27 災害時における福祉避難施設利用に関する協定書（太宰府特別支援学校）

太宰府市（以下「甲」という。）と福岡県立太宰府特別支援学校（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者及び避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所として福岡県立太宰府特別支援学校の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の施設を災害時において要援護者等が避難する福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉避難所の指定）

第2条 甲は、乙と協議の上、福祉避難所として要援護者及び要援護者の親族等で福祉避難所において当該要援護者と共に生活することにより当該要援護者の安定した避難生活の確保に寄与する者（以下「要援護者の付き添い」という。）を受け入れることができる人数、期間及び使用する場所等を指定するものとする。

（福祉避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対してその旨を要請するものとする。

2 乙は甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（福祉避難所の運営）

第4条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 福祉避難所を開設した場合、乙は福祉避難所の円滑な運営ができるよう甲に協力するものとする。

3 乙は、乙の業務に支障が生じると判断した場合は、甲に避難所の使用中止を申し出ることができるものとする。

（費用負担等）

第5条 甲は、福祉避難所の施設運営に係る費用を負担するものとする。

2 乙は甲に対し、福祉避難所の使用料は徴しないものとする。

（開設期間）

第6条 この協定における福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議するものとする。

（要援護者等の事故に関する措置）

第7条 この協定に基づき甲の設置した福祉避難所に避難した要援護者及び要援護者の付き添いに生じた事故については、甲が乙の協力を得てその処理にあたるものとする。

（個人情報の取扱い）

第8条 乙は、この協定に基づき受け入れた要援護者及び要援護者の付き添いの個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（原状復旧）

第9条 甲は、福祉避難所の使用に際し損害等を及ぼしたときは、その責任と負担において原状に復するものとする。

（協議）

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間については、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成25年6月11日

2-28 災害時における避難所及び福祉避難施設利用に関する協定書（同朋会）

太宰府市（以下「甲」という。）と社会福祉法人同朋会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、避難所として社会福祉法人同朋会の利用、併せて身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者及び避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所として社会福祉法人同朋会の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の施設を災害時において、避難所及び要援護者等が避難する福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所、福祉避難所の指定）

第2条 甲は、乙と協議の上、避難所として受け入れることができる人数、期間及び使用する場所を指定するものとする。また、福祉避難所としても要援護者及び要援護者の親族等で福祉避難所において当該要援護者と共に生活することにより当該要援護者の安定した避難生活の確保に寄与する者（以下「要援護者の付き添い」という。）を受け入れることができる人数、期間及び使用する場所等を併せて指定するものとする。

（避難所、福祉避難所として利用できる施設）

第3条 乙の避難所として利用できる施設は、介護老人保健施設同朋1階施設及びケアハウス同朋の各階付帯施設を原則とする。

2 乙の福祉避難所として利用できる施設は、特別養護老人ホーム同朋園1階施設を原則とする。

（避難所、福祉避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所、福祉避難所、又は避難所及び福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対してその旨を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき避難所、福祉避難所、又は避難所及び福祉避難所を開設する際は、事前に乙に対してその旨を避難所、福祉避難所、又は避難所及び福祉避難所開設通知書（第1号様式）又は口頭で通知するものとする。

（避難所、福祉避難所の運営）

第6条 避難所、福祉避難所、又は避難所及び福祉避難所の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所、福祉避難所、又は避難所及び福祉避難所を開設した場合、乙は避難所、福祉避難所、又は避難所及び福祉避難所の円滑な運営ができるよう甲に協力するものとする。

3 乙は、乙の業務に支障が生じると判断した場合は、甲に避難所、福祉避難所、又は避難所及び福祉避難所の使用中止を申し出ることができるものとする。

（費用負担等）

第7条 甲は、避難所、福祉避難所、又は避難所及び福祉避難所の施設運営に係る費用を負担するものとする。

2 乙は、甲に対し、避難所、福祉避難所、又は避難所及び福祉避難所の使用料は徴しないものとする。

（開設期間）

第8条 この協定における避難所、福祉避難所、又は避難所及び福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議するものとする。

（要援護者等の事故に関する措置）

第9条 この協定に基づき甲の設置した福祉避難所に避難した要援護者及び要援護者の付き添いに生じた事故については、甲が乙の協力を得てその処理にあたるものとする。

（個人情報の取扱い）

第10条 乙は、この協定に基づき受け入れた要援護者及び要援護者の付き添いの個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければ

ならない。

(原状復旧)

第 11 条 甲は、避難所、福祉避難所、又は避難所及び福祉避難所の使用に際し損害等を及ぼしたときは、その責任と負担において原状に復するものとする。

(避難所及び福祉避難所の終了)

第 12 条 甲は、乙が管理する施設について避難所、福祉避難所、又は避難所及び福祉避難所として利用を終了する際は、乙に避難所、福祉避難所、又は避難所及び福祉避難所使用終了届(第 2 号様式)を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第 13 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間については、協定締結の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお 1 年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

平成 25 年 8 月 29 日

2-29 災害時における避難所施設利用に関する協定書（福岡農業高等学校）

太宰府市（以下「甲」という。）と福岡県立福岡農業高等学校（以下「乙」という）との間において、災害時における避難所として福岡県立福岡農業高等学校を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が福岡農業高等学校体育館（以下「体育館」という。）を災害時における太宰府市住民の避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定）

第2条 甲は、地震、風水害時における避難所として体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、乙に対してその旨を連絡するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、体育館を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は乙に対し開設した旨を連絡するものとする。

3 甲及び乙は、夜間、休業日等を問わず避難所を速やかに開設できるよう、体育館等の鍵の管理等について、あらかじめ定めておくものとする。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、乙の業務に支障が生じると判断した場合は、甲に避難所の使用中止を申し出ることができるものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、避難所の施設運営に係る費用を負担するものとする。

2 乙は甲に対し、避難所の使用料は徴しないものとする。

（開設期間）

第6条 避難所の開設時期は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議するものとする。

（原状復帰）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼしたときは、その責任と負担において原状に復するものとする。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限については、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成26年4月18日

2-30 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定書（梅香福祉会）

太宰府市（以下「甲」という。）と社会福祉法人梅香福祉会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者及び避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所として社会福祉法人梅香福祉会の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の施設を災害時において要援護者等が避難する福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉避難所の指定）

第2条 甲は、乙と協議の上、福祉避難所として要援護者及び要援護者の親族等で福祉避難所において当該要援護者と共に生活することにより当該要援護者の安定した避難生活の確保に寄与する者（以下「要援護者の付き添い」という。）を受け入れることができる人数、期間及び使用する場所等を指定するものとする。

（避難所として利用できる施設）

第3条 乙の福祉避難所として利用できる施設は、サンケア太宰府の各階食堂を原則とする。

（福祉避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、乙に対してその旨を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙に対してその旨を福祉避難所開設通知書（第1号様式）又は口頭で通知するものとする。

（福祉避難所の運営）

第6条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 福祉避難所を開設した場合、乙は福祉避難所の円滑な運営ができるよう甲に協力するものとする。

3 乙は、乙の業務に支障が生じると判断した場合は、甲に福祉避難所の使用中止を申し出ることができるものとする。

（費用負担等）

第7条 甲は、福祉避難所の施設運営に係る費用を負担するものとする。

2 乙は、甲に対し、福祉避難所の使用料は徴しないものとする。

（開設期間）

第8条 この協定における福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議するものとする。

（要援護者等の事故に関する措置）

第9条 この協定に基づき甲の設置した福祉避難所に避難した要援護者及び要援護者の付き添いに生じた事故については、甲が乙の協力を得てその処理にあたるものとする。

（個人情報の取扱い）

第10条 乙は、この協定に基づき受け入れた要援護者及び要援護者の付き添いの個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（原状復旧）

第11条 甲は、福祉避難所の使用に際し損害等を及ぼしたときは、その責任と負担において原状に復するものとする。

（福祉避難所の終了）

第12条 甲は、乙が管理する施設について福祉避難所として利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届（第2号様式）を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定

めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間については、協定締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお 1 年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 4 月 18 日

2-31 避難所施設利用に関する協定書

太宰府市（以下「甲」という。）と福岡国際大学・福岡女子短期大学（以下「乙」という。）は、太宰府市内に風水害、地震災害等の災害が発生し、もしくは発生の恐れのある場合（以下「災害時」という）における、避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が福岡国際大学・福岡女子短期大学体育館（以下「体育館」という。）を災害時における太宰府市民の避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定）

第2条 甲は、地震、風水害時における避難所として体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時、避難所を開設する必要がある場合は、乙に対してその旨を連絡するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、体育館を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は乙に対し開設した旨を連絡するものとする。

3 甲及び乙は、夜間、休業日等を問わず避難所を速やかに開設できるよう、あらかじめ定めておくものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を避難所開設通知書（第1号様式）又は口頭で通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 災害時の避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、乙の業務に支障が生じると判断した場合は、甲に避難所の使用中止を申し出ることができるものとする。

（費用負担）

第6条 避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は甲に対し、避難所の使用料は徴しないものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、避難所開設から7日以内とする。ただし、甲は災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議するものとする。

（避難所の終了）

第8条 甲は、乙が管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届（第2号様式）を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成26年8月7日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成26年8月7日

2-32 避難所施設利用に関する協定書

太宰府市（以下「甲」という。）と一般社団法人筑紫医師会（以下「乙」という。）との間において、災害時等における避難所として乙所有の筑紫看護高等専修学校体育館を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が筑紫看護高等専修学校体育館（以下「体育館」という。）を風水害時における太宰府市住民の避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定）

第2条 甲は、風水害時における避難所として体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、乙に対してその旨を要請するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、体育館を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は乙に対し開設した旨を連絡するものとする。

3 甲及び乙は、夜間、休業日等を問わず避難所を速やかに開設できるよう、体育館等の開放要領等について、あらかじめ定めておくものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を避難所開設通知書（第1号様式）又は口頭で通知するものとする。

（避難所の運営）

第5条 避難所の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、乙の業務に支障が生じると判断した場合は、甲に避難所の使用中止を申し出ることができるものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の施設運営に係る費用を負担するものとする（実費程度）。

2 乙は甲に対し、避難所の使用料は徴しないものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設時期は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議するものとする。

（避難所の終了）

第8条 甲は、乙が管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届（第2号様式）を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期限は、平成26年8月7日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたもの

とみなし、以後この例による。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成26年8月7日

2-33 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

太宰府市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第2条（定義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、太宰府市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、太宰府市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用等）

1. 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につ

き、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1)災害対策本部設置期間中の閲覧

(2)災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

2014年8月27日

2-34 災害時における環境衛生業務に関する協定書

太宰府市（以下「甲」という。）と筑紫地区ビル管理事業協同組合（以下「乙」という。）は、太宰府市内において地震、風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に際し、甲と乙が協力して迅速かつ円滑に環境衛生業務（以下「業務」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「公共建築物」とは、市庁舎、小中学校等の甲が管理する施設及び地区公民館、共同利用施設等とする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共建築物の環境衛生面に係る被害状況の確認及び対処方法の報告
- (2) 公共建築物内及びその周辺の清掃、消毒など環境衛生に係る応急措置
 - ア 公共建築物内及びその周辺の泥水、汚水、ゴミ、土砂等（小規模なもの）の撤去
 - イ 公共建築物内及びその周辺の洗剤洗浄、噴霧殺菌消毒等
 - ウ 排水溝の殺菌消毒
 - エ 貯水槽の清掃、消毒等
- (3) 清掃、消毒等に係る資機材（以下「資機材」という。）の調達及び輸送
- (4) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第3条 甲は、前条の業務のため、乙の協力が必要と認めるときは、書面をもって乙に協力の要請（以下「協力要請」という。）を行うものとする。ただし、協力要請の書面を作成する暇がないときは、口頭により要請し、その後、速やかに乙に書面を提出するものとする。

- (1) 災害時の状況及び業務内容
- (2) 業務の実施場所及び期間
- (3) その他必要な事項

（業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から乙に協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲の協力要請を受諾し、業務を実施しなければならない。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により業務を実施したときは、次に掲げる事項を明らかにした報告書を速やかに甲に提出しなければならない。ただし、乙は、報告書を提出する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに甲に報告書を提出するものとする。

- (1) 災害時の状況及び業務内容
- (2) 業務の実施場所及び期間
- (3) 業務に従事した乙の組合員名並びに資機材等の種類、数量及び人員
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 甲が第2条の規定により乙に協力要請をした業務に要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費の算出方法は、災害時直前における適正価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（機密の厳守）

第7条 乙は、業務に関するすべての事項について、機密を厳守し、他に漏らしたり転用してはなら

ない。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、当該業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙及び乙の組合員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力要請及び業務の実施を迅速かつ確実に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(通知)

第11条 乙は乙の定款及び規約並びに組合員等に変更が生じたときは、速やかに、甲に通知するものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の有効期間はこの協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも解除の申出がない場合は、更に1年間、協定の期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年1月28日

2-35 災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、中津市及び太宰府市（以下「協定市」という。）が、協定市において災害時に、友愛的精神をもって相互に協力し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に規定する地方自治体間の災害救助及び災害復旧に係る相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定について次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害時 災害が発生し、又はそのおそれがある場合をいう。
- (3) 被災市 災害を受けた、又は受けるおそれがある協定市をいう。
- (4) 応援市 被災市ではない協定市をいう。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応援復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害救助及び災害復旧に必要な職員の応援（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定によるものを除く。）
- (4) 災害救助及び災害復旧に必要な車両等の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第4条 協定市は、災害時に、前条に定める応援（以下「応援活動」という。）を、文書により要請することができる。ただし、緊急を要するときその他やむを得ない事情があると認められるときは、電話等口頭で要請することができる。

2 前項ただし書に定める場合にあつては、前項の規定による応援を受けようとする市は、やむを得ない事情が解消した後、遅滞なく要請書を提出しなければならない。

(災害時における自主的活動)

第5条 災害時に、通信途絶等により被災市から前条の規定による要請がないときは、応援市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により、被災市に対する応援活動をすることが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担については、別に定めるところによる。

(情報交換)

第7条 協定市は、災害に備えて、平常時、相互の連絡体制等についての情報交換をあらかじめ行わなければならない。

2 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年2月3日

2-36 災害時における応急対策業務に関する協定書

太宰府市水道事業管理者（以下「甲」という。）と九州総合サービス株式会社（以下「乙」という。）は、寒波等の災害に対する応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、太宰府市内で寒波等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力等について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、前条の規定に基づき、乙が所有する労力等の提供による応援が必要と認められるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにした要請書により、応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、後日、速やかに要請書を交付するものとする。

- (1) 災害状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (3) その他必要な事項

（応援内容）

第3条 前条の要請に基づき、乙に応援を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における水道管、給湯管等の破裂等に伴う漏水調査作業
- (2) 災害時における水道管、給湯管等の破裂等に伴う漏水を防止するためのバルブ閉開栓作業
- (3) その他甲が認める緊急応援作業

（協力）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により応援要請があった場合は、乙の供給可能範囲内で、速やかに要請に応えるものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応援を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにした報告書を、速やかに甲に提出するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、後日、速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 災害状況及び業務内容
- (2) 従事した日時、場所及び期間
- (3) 業務責任者
- (4) その他必要な事項

（費用負担）

第6条 甲の応援要請に基づき、乙が行った応援に要する費用は、甲が負担するものとし、この場合の費用算出方法については、災害発生直前における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第7条 第2条に規定する業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

（補償）

第8条 第2条に規定する業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疫病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第9条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成32年3月31日までとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年 2月 7日

2-37 災害時における物資供給に関する協定書

太宰府市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 1月30日

2-38 太宰府市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

太宰府市（以下「甲」という。）と一般社団法人筑紫医師会（以下「乙」という。）とは災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、太宰府市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護チームの派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動が必要であると認める場合は、乙に対し、医療救護チームの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による甲の要請を受けた場合は、直ちに、医師等からなる医療救護チーム（以下「医療救護チーム」という。）を編成し、災害現場及び甲が設置する救護所（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、第1項の規定による甲の要請を待つことが適当でないと判断したときは、自らの判断により医療救護チームの派遣を行うものとする。

4 乙は、前項の医療救護チームの派遣を行った場合は、速やかに、甲に報告するものとする。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は、この協定に基づく医療救護活動を実施するため、次の事項を内容とする災害医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

（1） 乙内部の医療救護組織（医療救護チームその他の医療救護活動に携わる組織をいう。次号において同じ。）及び指令命令系統

（2） 各医療救護組織の業務

（3） 次に掲げる医療救護活動の実施方法

ア 災害状況の把握方法、連携体制、具体的応援要請及び出動指令方式

イ 応援医療救護チームを含めた医療救護チームの現地指揮者

ウ 携行する医薬品、衛生資材等の内容

エ 訓練計画

オ その他必要な事項

2 乙は、災害医療救護計画を変更したときは、速やかに、変更事項を甲に提出するものとする。

（医療救護チームの活動場所）

第4条 医療救護チームは、救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

（救護所）

第5条 甲は、災害の状況により、必要に応じて救護所を設置する。

（医療救護チームの業務）

第6条 医療救護チームの業務は、次のとおりとする。

（1） 傷病者のトリアージ

（2） 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

（3） 傷病者に対する医療救護及び転送支援

（4） 救護所等から医療機関への負傷者搬送時の医療

（5） 被災地内での対応困難な重症患者の被災地外への搬送時の診療

（6） 被災者の死亡の確認及び死体の検案

（7） その他必要と認められる業務

（指揮命令及び連絡調整）

第7条 医療救護チームに対する指揮命令は、チーフドクターコマンダー（筑紫医師会現地対策本部

長)が行うものとする。この場合において、チーフドクターコマンダーは、医療救護チームの意見を尊重するものとする。

2 医療救護チームの医療救護活動に係る連絡調整は、チーフドクターコマンダーが自らの活動を補助する者として指定するドクターコマンダー(医療現場指揮者)が行うものとする。

(医療救護チームの移動等)

第8条 医療救護チームは、現地までの移動、関係機関との連絡、生活等の手段について、原則として、自ら確保しながら継続した活動を行うものとする。

(医薬品、衛生資材等の供給)

第9条 医療救護チームは、原則として甲が調達する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。ただし、緊急の場合には、医療救護チームが携行したものを使用するものとする。

2 医療救護チームが使用する医薬品、衛生資材等の補給及び輸送は、原則として甲が行うものとする。

(医療費)

第10条 救護所等における傷病者が負担する医療費は、無料とする。また、緊急やむを得ない事情により、救護所等以外の場所で医療救護チームが行った医療救護における傷病者が負担する医療費についても無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として傷病者負担とする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合は、同法の定めるところによる。

(実費弁償等)

第11条 第2条第1項の規定による甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護チーム等の派遣に要する人件費及び諸経費

(2) 医療救護チーム等が携行した医薬品、衛生資材等を使用した場合の実費

(3) 医療救護チーム等の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4) 後方医療施設又は救護所等において行った医療救護活動に伴い、当該後方医療施設又は救護所等の施設若しくは設備を損傷した場合における原状回復に要する費用

(5) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要な経費

(防災訓練)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に協力するものとする。

(補償)

第13条 甲は、乙が派遣する医師等の医療救護活動における事故等に対応するため、医師等を傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

(実施細目)

第14条 この協定を実施するため甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年2月6日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有す

るものとする。

平成31年 2月 7日

2-39 防災パートナーシップに関する協定書

太宰府市（以下「甲」という。）と九州朝日放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における、災害及び防災に関する情報の放送並びに平常時における災害予防対策について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、太宰府市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙の協力を得て、迅速に災害及び防災に関する情報を周知すること等により、災害による被害の軽減を図り、もって住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の事故等により生ずる被害をいう。

(2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、災害及び防災に関する情報の放送（以下「放送」という。）を行う必要があると認めるときは、乙に対し、放送を要請することができる。

（要請の手続）

第4条 甲は、前条の規定により放送を要請するときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した甲が別に定める災害情報放送要請書（以下「要請書」という。）をFAX又は電子メール等により送信するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対し、口頭又は電話により放送を要請することができる。

(1) 災害の種類

(2) 放送の要請の理由

(3) 放送を求める事項

(4) その他甲が必要と認める事項

2 前項ただし書の規定により、口頭又は電話により放送の要請を行ったときは、甲は、当該要請後に、遅滞なく要請書を送信するものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、前2条の規定により甲から要請を受けたときは、直ちに当該要請に係る放送の形式、内容、時刻等を決定し、放送するように努めるものとする。

2 乙は、前項の規定による放送を原則として無償で行うものとする。

（平常時の取組）

第6条 乙は、平常時において、甲が実施する災害予防対策のため甲に対し災害に関する映像を提供する等、乙の可能な範囲で協力する。

2 甲は、乙が本協定の趣旨に基づき災害予防対策に資する報道活動を行うときは、乙に対し甲の所有する映像や資料を提供する等、甲の可能な範囲で協力する。

（運用確認書）

第7条 甲及び乙は、放送の要請を円滑に行うとともに、放送を迅速かつ的確に行うため、相互の連絡責任者、連絡先、通信方法等を記載した防災パートナーシップに関する協定書の運用確認書（以下「確認書」という。）を、毎年4月に、協議の上、作成するものとする。

2 甲及び乙は、確認書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するとともに、必要に応じて、協議の上確認書を更新するものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定は、その締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が、相手方に対し文書によ

りこの協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年 2月 7日

2-40 災害時における情報伝達等に関する協定書

太宰府市（以下「甲」という。）と九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 ケーブルステーション福岡（以下「乙」という。）は、災害時における情報収集及び伝達等に関し、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、太宰府市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事項（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲の要請に基づき、乙が甲から提供された災害情報を市民へ伝達することで、市民の不安の解消を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（実施事項）

第2条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施する。

- （1）乙が運営するコミュニティチャンネルのデータ放送への情報配信
- （2）臨時放送枠、第2コミュニティチャンネルの開放
- （3）テレビ自動お知らせサービスへの情報配信

（経費負担）

第3条 この協定に基づく甲及び乙の対応は、原則として無償で行われるものとし、疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（責任者、担当者の連絡）

第4条 甲及び乙は、相互の連絡責任者及び担当者、連絡先をあらかじめ知らせるものとし、これに変更が発生した場合は、すみやかに相手先に連絡するものとする。

（協定の公表）

第5条 この協定の締結の事実及び協定内容を公表する場合、甲及び乙は、時期、方法、内容についてあらかじめ協議を行い決定するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、その締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方に対し文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年 2月 7日

2-41 福岡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

福岡国際空港株式会社（以下「甲」という。）と太宰府市（以下「乙」という。）は、福岡空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港（空港保安区域を除く。以下同じ）及びその周辺における航空機に関する火災若しくは発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（緊急事態の通報）

第2条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の種類及び搭乗人数
- (3) 緊急事態発生場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（活動区分）

第3条 空港において緊急事態が発生した場合は、甲が第1次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺において緊急事態が発生した場合は、乙が第1次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（指揮）

第4条 空港における消火救難活動の指揮は、甲が執るものとする。ただし、空港を所轄とする福岡市消防局が現場に到着した場合は福岡市消防局が執るものとする。

2 空港周辺における消火救難活動の指揮は災害地点を管轄する乙が執るものとする。

（費用の負担）

第5条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第6条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災、事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとし、事後における調査は、相互に協力するものとする。

（通報）

第7条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に通報するものとし、管轄区域外についても同様とする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を樹立し、総合訓練を定期的に実施するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成31年 4月 1日から施行する。

2 この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成31年 3月13日

2-42 災害時における物資供給に関する協定書

太宰府市（以下「甲」という。）と株式会社グッデイ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 3月28日

2-43 災害発生時における太宰府市と太宰府市関係郵便局の協力に関する協定

太宰府市(以下「甲」という。)と太宰府市関係郵便局(以下「乙」という。)は、太宰府市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、太宰府市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 被災者に対するお客さま確認シート(配達先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規程により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 太宰府市防災安全課長

乙 日本郵便株式会社 太宰府水城の里郵便局 局長
筑紫野郵便局長 (総務副部長)

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、令和元年6月26日から令和2年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年6月26日

2-44 災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、武雄市及び太宰府市（以下「協定市」という。）が、協定市において災害時に、友愛的精神をもって相互に協力し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に規定する地方自治体間の災害救助及び災害復旧に係る相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定について次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害時 災害が発生し、又はそのおそれがある場合をいう。
- (3) 被災市 災害を受けた、又は受けるおそれがある協定市をいう。
- (4) 応援市 被災市ではない協定市をいう。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害救助及び災害復旧に必要な職員の応援（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定によるものを除く。）
- (4) 災害救助及び災害復旧に必要な車両等の提供
- (5) 避難者の受け入れ及び住宅のあっせん
- (6) 災害ボランティアのあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第4条 協定市は、災害時に、前条に定める応援（以下「応援活動」という。）を、文書により要請することができる。ただし、緊急を要するときその他やむを得ない事情があると認められるときは、電話等口頭で要請することができる。

2 前項ただし書に定める場合にあつては、前項の規定による応援を受けようとする市は、やむを得ない事情が解消した後、遅滞なく要請書を提出しなければならない。

(災害時における自主的活動)

第5条 災害時に、通信途絶等により被災市から前条の規定による要請がないときは、応援市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により、被災市に対する応援活動をすることが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担については、協定市が協議して定める。

(情報交換)

第7条 協定市は、災害に備えて、平常時、相互の連絡体制等についての情報交換をあらかじめ行わなければならない。

2 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参資料を交換するものとする。

(職員の交流)

第8条 災害時において速やかな支援体制ができるよう、平常時において職員の交流に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年7月1日

2-45 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

太宰府市（以下「甲」という）とヤマト運輸株式会社久留米主管支店（以下「乙」という）とは、災害時における支援物資の受入及び配送、災害情報等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、太宰府市内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ること及び災害情報の迅速な入手により早急な対応に資することを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び輸送等の要請手続、情報の提供等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- （2）「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- （3）「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- （4）「避難所等」とは、支援物資の配達先となる太宰府市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- （5）「物資集配拠点」とは、大規模な災害発生時等により甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という）若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。
- （6）「情報提供」とは、集配時に確認できた災害被害などの情報を提供することをいう。

（物資の受入れ及び配送並びに派遣等の要請）

第3条 甲は、物資集配拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を書面（様式第1号）により要請することができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- （1）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- （2）配送時における被災者の物資ニーズの収集
- （3）甲から指示のあった物資集配拠点における荷役作業の実施
- （4）荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入れ及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは書面（様式第2号）により、乙に対し支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

3 甲は、平常時において、物資集積・搬送拠点及び災害時における備えに関して、乙に対し助言を求めることができる。

（物資集配拠点の設置等）

第4条 物資集配拠点の設置場所は、原則として甲が指定する施設とする。

2 甲の施設が使用できないなど特段の事情が生じた場合、甲は乙に対して、乙又は乙の関係団体が所有する施設の提供を書面（様式第3号）により要請することができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭によるものとし、その後速やかに書面を交付するものとする。

3 乙は、前項の規定により甲の要請があった場合は、書面（様式第3号）により回答するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭によるものとし、その後速やかに書面により報告するものとする。

4 甲は、太宰府市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集配拠点を閉鎖するものとする。

(物資受入れ及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、第3条及び第4条第2項の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(物資の受入れ及び配送業務の報告)

第6条 乙は、第3条第1項の規定による要請により物資の受入れ及び配送業務を行った場合は、書面(様式第4号)により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第3条第2項の規定により派遣を行った場合は、書面(様式第5号)により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第3条及び第4条第2項に規定する要請または第6条前2項に規定する報告の内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(台風・豪雨時の被害の情報の提供)

第7条 乙は、乙の従業員が台風・豪雨・地震等の天災地変による道路被害や冠水等の異変、被害を発見した際に、甲などの関係行政機関に情報の提供をおこなうものとする。

(費用の負担及び請求等)

第8条 業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書面(様式第6号)により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第10条 物資の受入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第11条 この協定に基づいて業務に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の災害補償は、乙が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により対処するものとする。ただし、その適用がない場合は、甲が災害救助法の例により対処するものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。本協定が終了又は解除された後についても同様とする。

2 甲及び乙は、災害時のみならず平時においても、災害に関する情報交換に努めるものとする。

(連絡責任先)

第13条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項または本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年7月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲又は乙から協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

以上、本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 元年 8月 1日

2-46 災害に係る情報発信等に関する協定

太宰府市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、太宰府市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、太宰府市が太宰府市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ太宰府市の行政機能の低下を軽減させるため、太宰府市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

本協定における取組みの内容は次の中から、太宰府市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1) ヤフーが、太宰府市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、太宰府市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 太宰府市が、太宰府市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 太宰府市が、太宰府市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 太宰府市が、災害発生時の太宰府市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5) 太宰府市が、太宰府市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(6) 太宰府市が、太宰府市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 太宰府市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、太宰府市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく太宰府市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、太宰府市から提供を受ける情報について、太宰府市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、太宰府市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、太宰府市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、太宰府市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年11月18日

2-47 災害時における物資の供給協力に関する協定書

太宰府市（以下「甲」という。）と株式会社小柳[屋号 コッペリア]（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害時に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、太宰府市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出する。

（協力）

第2条 乙は、甲から前条第1項又は第2項の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な限り協力する。

（物資の範囲、報告）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が提供可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、製造ラインの断絶等により物資の供給ができないことがある場合、乙にて物資の提供の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。

2 本協定の目的を達成するため、乙はその在庫品目、数量等について、甲の求めに応じて報告する。

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙又は乙があっせんする者が行うものとする。

ただし、乙が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行う。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（物資の代金等）

第6条 この協定に基づく協力のため要した費用は、甲が負担する。ただし、甲が負担すべき価格は、甲乙双方が協議のうえ、災害発生時直前における適正な価格とする。

2 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

3 第4条の物資の引渡しについて、当該引渡場所までの運搬に係る乙が通常要した費用は、甲に請求できる。

（効力）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙のいずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

（解除）

第8条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年2月10日

2-48 災害時における避難所施設利用に関する協定書

太宰府市（以下「甲」という。）と学校法人 都築育英学園（以下「乙」という。）は、太宰府市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害が発生し、もしくは発生のおそれのある場合（以下「災害時」という）における、避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、太宰府市民を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者）

第2条 乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、日本経済大学福岡キャンパス近傍に居住する住民を原則とする。

（避難所として利用できる施設）

第3条 乙は、避難場所として学校法人 都築育英学園の施設とする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時、避難所を開設する必要がある場合は、乙が承諾した場所を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を避難所開設通知書（第1号様式）又は口頭で通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 災害時の避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、避難所開設から7日以内とする。ただし、甲は災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙に避難所使用許可期限延長申請書（第2号様式）により、期間の延長を申請することができる。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に施設使用を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条 甲は、乙が管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届（第3号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（効力）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙のいずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

（解除）

第12条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手

方に通知するものとする。

(協議)

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年2月10日

2-49 災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、太宰府市及び総社市（以下「協定市」という。）が、協定市において災害時に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に規定する地方自治体間の災害救助及び災害復旧に係る相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定について次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害時 災害が発生し、又はそのおそれがある場合をいう。
- (3) 被災市 災害を受けた、又は受けるおそれがある協定市をいう。
- (4) 応援市 被災市ではない協定市をいう。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第4条 協定市は、災害時に、前条に定める応援（以下「応援活動」という。）を、文書により要請することができる。ただし、緊急を要するときその他やむを得ない事情があると認められるときは、電話等口頭で要請することができる。

2 前項ただし書に定める場合にあっては、前項の規定による応援を受けようとする市は、やむを得ない事情が解消した後、遅滞なく要請書を提出しなければならない。

(災害時における自主的活動)

第5条 災害時に、通信途絶等により被災市から前条の規定による要請がないときは、応援市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により、被災市に対する応援活動をすることが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 前項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議して定めるものとする。

(効力)

第7条 この協定書は、締結した日から効力を発生するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年11月2日

2-50 災害時における物資供給に関する協定書

太宰府市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年5月24日

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	ブルーシート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、土のう袋、雨具、一輪車、スコップ（剣、平）
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウエットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、灯油缶、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係	救急ミニトイレ、トイレトペーパー

2-51 災害時における福祉避難所に関する協定書

太宰府市（以下「甲」という。）と社会福祉法人宰府福祉会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、一般の避難所での生活が困難と判断される、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）で介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の者及びその家族または介助者（以下「家族等」という。）を受け入れるための福祉避難所に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、要配慮者等を受け入れるため、乙に対し、福祉避難所の開設・運営等に関する協力を要請するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉避難所の指定）

第2条 甲は、乙と協議の上、福祉避難所として要配慮者及び家族等を受け入れることができる人数、期間及び使用する場所等を指定するものとする。

（福祉避難所として利用できる施設）

第3条 乙の福祉避難所として利用できる施設は、障害者支援施設宰府園の食堂・多目的室と児童発達支援センターすみれ園の研修会議室を原則とする。

（福祉避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、乙に対してその旨を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙に対してその旨を福祉避難所開設通知書（第1号様式）で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに福祉避難所開設通知書を提出する。

（要配慮者の移送）

第6条 福祉避難所への要配慮者の移送は、原則として家族等が行うものとする。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲が要配慮者の移送を支援するよう努めるものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

（福祉避難所の運営）

第7条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 福祉避難所を開設した場合、乙は福祉避難所の円滑な運営ができるよう甲に協力するものとする。

3 乙は、乙の業務に支障が生じると判断した場合は、甲に福祉避難所の使用中止を申し出ることができるものとする。

(物資の調達)

第8条 甲は、福祉避難所の開設・運営等に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用負担等)

第9条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設・運営等に要した経費について、所要の実費を負担するものとする。

2 乙は、甲に対し、福祉避難所の使用料は徴しないものとする。

(開設期間)

第10条 この協定における福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議するものとする。

(要配慮者等の事故に関する措置)

第11条 この協定に基づき甲の設置した福祉避難所に避難した要配慮者及び家族等に生じた事故については、甲が乙の協力を得てその処理にあたるものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 乙は、この協定に基づき受け入れた要配慮者及び家族等の個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(原状復旧)

第13条 甲は、福祉避難所の使用に際し損害等を及ぼしたときは、その責任と負担において原状に復するものとする。

(福祉避難所の終了)

第14条 甲は、乙が管理する施設について福祉避難所として利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届(第2号様式)を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第15条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期限については、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和3年9月22日

2-52 災害時における避難所施設としての使用に関する協定

中央福岡ヤクルト販売株式会社、水城区自治会及び太宰府市は、災害時における施設の使用等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時又は発生するおそれがある場合において、一時的に中央福岡ヤクルト販売株式会社の施設を使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(避難者の受け入れ等)

第2条 中央福岡ヤクルト販売株式会社は 災害発生時又は発生するおそれがある場合に、所有する施設を水城区自治会における一時的な避難場所として使用することを受け入れるものとする。

2 使用する施設は以下のとおりとする。

施設名称 中央福岡ヤクルト販売株式会社 3階大会議室

施設所在地 太宰府市水城一丁目25番1号

(避難所施設の開場)

第3条 避難施設の開場は、土砂災害警報および大雨洪水警報等に基づき、太宰府市が高齢者等避難以上の避難情報が発令した時に、太宰府市からの要請を受け、水城区自治会と調整のうえ、中央福岡ヤクルト販売株式会社の関係者が行う。

なお、休業日や夜間における開場についても同様に、あらかじめ決めている中央福岡ヤクルト販売株式会社への連絡先に太宰府市から連絡し、中央福岡ヤクルト販売株式会社の関係者が行う。

(避難者)

第4条 避難者は、水城区自治会で運営する避難所本部の指示に従う。

(有効期間)

第5条 この協定は、取り交わした日から効力を有するものとし、中央福岡ヤクルト販売株式会社、水城区自治会及び太宰府市から解除の申し出がない限りその効力を有するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めがない事項については、中央福岡ヤクルト販売株式会社、水城区自治会及び太宰府市で協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書を3通作成し、三者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年11月25日

2-53 太宰府市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定書

太宰府市（以下「甲」という。）と社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における太宰府市災害ボランティアセンターの設置運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、太宰府市内に大規模な地震、風水害及びその他災害が発生した場合において、太宰府市地域防災計画に基づき災害ボランティアの拠点とする災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置運営等に関し必要な事項を定め、センター業務を迅速かつ円滑に進め、もって被災住民の復旧復興支援に寄与することを目的とする。

（センターの設置）

第2条 甲は、市災害対策本部の設置後、災害ボランティアによる支援活動が必要と判断したときは、乙に対しセンターの設置に関する要請書（様式第1号）により、センターの開設を要請する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は速やかにセンターを開設し、必要な業務を開始する。

（情報提供及び連携・調整）

第3条 甲は、乙がセンターを運営するうえで必要な情報を、法令等により開示できないものを除き、乙に提供するものとする。

2 甲と乙は、相互に連携・協力し、甲はセンターの開設・運営に関し必要な支援を行うものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センター本部の設置場所は、太宰府市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに定める候補地を基本とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（センターの業務）

第5条 乙は、センターを設置した場合、直ちに災害ボランティア活動を支援するため、甲と連携・協力して次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整に関すること。
- (2) 災害ボランティアの需給状況の把握などのコーディネート業務に関すること。
- (3) 災害ボランティア募集などの情報発信、受付、登録に関すること。
- (4) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達に関すること。
- (5) 災害ボランティア保険の加入手続きに関すること。
- (6) 全国社会福祉協議会、福岡県社会福祉協議会、近隣市町村の社会福祉協議会及び関係ボランティア、市民団体との連絡調整及び災害ボランティアの要請に関すること。
- (7) その他、甲、乙が必要と認める業務。

（センターの運営）

第6条 センターの運営は、乙が行うものとする。

- 2 甲は、乙がセンターを開設した場合、必要に応じて、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携・協力体制を整えるものとする。
- 3 乙は、センター活動に必要な人員の確保をするものとする。ただし、乙において人員確保ができないと判断した場合は、甲に対し必要な人員の確保を要請するものとする。

4 甲は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員をセンターに派遣するよう努めるものとする。

(ボランティア向けの駐車場の確保)

第7条 甲は、災害時のボランティア活動に従事する者等が使用する駐車場について、乙とその必要性を協議のうえ、場所の確保に努めるものとする。

(センターの閉鎖)

第8条 センターの閉鎖は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 乙は、センターの閉鎖により必要な事務作業が完了し、平常時の業務に復帰したときは、文書をもって甲に報告するものとする。

(平常時の協力体制)

第9条 乙は、平常時から災害に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、乙に対して整備・保持に関する必要な支援を行うものとする。

2 甲と乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関、NPO等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲と乙は、平常時から協力して、災害時におけるボランティア活動に関する研修・講習会を実施し、関係団体との連携及び災害ボランティアの養成等に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 この協定に定める業務を行うための必要な経費は、甲の予算の範囲内で、甲、乙協議のうえ、甲が負担するものとする。ただし、法令その他別段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

2 乙は、業務終了後、前項に定める経費を甲に請求するものとし、乙は、甲に対して経費の内訳を説明するものとする。

なお、甲は、当該請求のあった日から30日以内に支払いを完了させるものとする。

3 乙は、第1項の経費について、公的機関等から助成金等を受け取ることができる場合は、優先してこれを充当するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲、乙いずれかが協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日から3ヶ月前までに、書面で申し出をしなければならない。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和4年2月15日

3. 災害報告様式

様式第1号

[災害概況即報]

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
太宰府市	
報告者	

(太宰府市→地方本部→県本部)

災害の概要	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況						避難状況				
						勧告・指示 自主の別	日時	地区名	避難先	人員

様式第2号の1

被害状況報告 即報 確定

市町村名		報告者名																				
太宰府市																						
地方本部名		報告者名		報告日時		月		日		時		分		現在		(市)		(太宰府市→地方本部→県本部)				
市町村名				被害		被害		被害		被害		被害		被害		被害		被害		被害		
人的被害	死者	人																				
	行方不明者	人																				
	負傷者	重傷	人																			
		軽傷	人																			
住家被害	全壊	棟																				
		世帯																				
	半壊	棟																				
		世帯																				
	一部破損	棟																				
		世帯																				
床上浸水	棟																					
	世帯																					
床下浸水	棟																					
	世帯																					
非住家	公共建物	棟																				
	その他	棟																				
その他	田	流出・埋没	ha																			
		冠水	ha																			
	畑	流出・埋没	ha																			
		冠水	ha																			
その他	文教施設	箇所																				
	医療機関	箇所																				
	道路	箇所																				
	橋りょう	箇所																				
	河川	箇所																				
	港	箇所																				
	砂防	箇所																				
	清掃施設	箇所																				
	崖崩れ	箇所																				
	鉄道不通	箇所																				
	被害船舶	隻																				
	航空機被害	機																				
	水道	戸																				
	電線	回線																				
ガス	戸																					
ブロック塀	箇所																					
り災世帯数	世帯																					
罹災者数	人																					
火災発生	建物	件																				
	危険	件																				
	その他	件																				
公共文教施設	千円																					
農林水産業施設	千円																					
公共土木施設	千円																					
その他の公共施設	千円																					
その他被害	農産被害	千円																				
	林産被害	千円																				
	畜産被害	千円																				
	水産被害	千円																				
	商工被害	千円																				
被害総額	千円																					
災害対策本部	設置解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	
		月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分
災害救助法適用		月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分
消防職員出動延人数		人																				
消防団員出動延人数		人																				

様式第2号の2

災害による福祉施設被害即報

〇〇市 町 村

〇〇保健福祉環境事務所

施設の種別	施設名	所在地	設置主体	被害状況	被害額	復旧の対応状況

様式第2号の3

災害による救護を要する傷病者即報

(保健福祉環境事務所長へ)

(保健福祉部長へ)

〇〇市町村
〇〇保健福祉環境事務所

被害地等	即報月日		月	日	即報時間	時	即報回数	第	回	
	災害発生日時	傷病者数								
			内訳			傷病収容状況		救護の状況	備考	
死者	外傷者	罹病者	収容ヶ所数	収容人員						
	重傷	軽傷	重傷	軽傷	伝染病					
1	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	人	人	人	人	人	人	ヶ所	人		

災害による商工被害状況即報

(商工事務所長へ)

〇〇市 町 村

(商工部長へ)

〇〇商工事務所

				即報日時		月 日		時現在		即報回数		回	
業種	被害区分	項目	被災事業所数	被災従業員数	被災総額				商品・原材料 仕掛品等	備考			
					土地	建物	機械設備						
商業	A			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)					
	B												
	C												
	D												
	計(うち)			(うち)	(うち)								
工業	A												
	B												
	C												
	D												
	計(うち)			(うち)	(うち)								
合計	A												
	B												
	C												
	D												
	計(うち)			(うち)	(うち)								

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入のこと。
 2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
 A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。
 B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。
 C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 ②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30 以上1m未満のもの。
 ③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。
 D…A～Cに該当しない被害。
 3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
 工業は、 " の製造業
 その他は、 " の鉱業、建設業、運輸、通信業、サービス業

様式第2号の5

災害による農業関係被害即報

(農林事務所長へ)
 (農政部長へ)
 ○○市町村長
 ○○農林事務所長

作物等名	被害推定面積等 ha	被害推定金額 万円	被害発生状況	主な被害発生地域
水稲				
麦				
野菜				
果樹				
花き				
飼料作物				
その他				
作物小計				
家畜	頭、羽			
畜産施設	件			
温室等栽培施設	件			
農協等共同利用施設	件			
農地・農業用施設	箇所			
その他				
合計				

即報
詳細報
確定
報告
災害による山林【林地】被害状況

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

○市 町 村
○農林事務所

区分	崩壊地			地			地すべり			備考
	山		溪	山		溪	地		流	
	箇所数	被害 ha	箇所数	被害 ha	箇所数	被害 ha	箇所数	被害 ha	金額 千円	
市町村		ha		ha		ha		ha	千円	
計										

(注) 被害欄には、山腹は崩壊面積、溪流は被害延長を記入する。地すべり地の溪流被害については、面積を併記すること。
なお、旧災害地の拡大箇所については、拡大被害の箇所数、被害面積延長、金額を備考欄に記入すること。

即 報 報 告
 詳 報 定

災害による山林【治山施設】被害状況

(農林事務所長へ)
 (水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
 〇〇農林事務所

施設名	災害箇所 (郡、市、町、 村、大字、字)	工 種	被 害		備 考
			数 量	金 額	
計					

即 報
報 報
報 告
詳 報
確 定
災害による山林【林道】被害状況

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

区分	路線名	道 路			橋 梁			計			備 考	
		箇所番号	延長 m	金額 千円	箇所番号	延長 m	金額 千円	箇所数	延長 m	金額 千円		
市町村												

(注) 応急工事を必要とするものについては備考欄にその旨を記載すること。

災害による土木被害状況即報

(県土整備事務所長へ)
(県土整備事務所長へ)

〇〇市 町 村
〇〇県土整備事務所

被害報告表										報告者 第 号 平成 年 月 日 時現在	受理者 調査率 % 日 時現在																		
災害発生年月日		月 日～ 月 日		災 害 名																									
災害救助法発令等		市町村名		発令月日		月 日		市町村名		発令月日 月 日																			
市町村名																													
連続雨量		mm 日時～ 日時		mm 日時～ 日時		mm 日時～ 日時		mm 日時～ 日時		mm 日時～ 日時																			
日雨量		mm 日時～ 日時		mm 日時～ 日時		mm 日時～ 日時		mm 日時～ 日時		mm 日時～ 日時																			
時間雨量		mm 日時～ 日時		mm 日時～ 日時		mm 日時～ 日時		mm 日時～ 日時		mm 日時～ 日時																			
時間最大風速		m/秒 日時分		m/秒 日時分		m/秒 日時分		m/秒 日時分		m/秒 日時分																			
平均風速		日時分～ 時分		日時分～ 時分		日時分～ 時分		日時分～ 時分		日時分～ 時分																			
工 種		県 工 事				市町村工事				計																			
		箇所		金額		箇所		金額		箇所		金額																	
河 川				千円				千円				千円																	
海 岸																													
砂 防 設 備																													
地すべり防 止 施 設																													
絡傾斜地崩 壊防止施設																													
道 路																													
橋 梁																													
港 湾																													
下 水 道																													
計																													
主な公共施設の被害																													
河川・海岸		事業主体		区分		水系名		河川・海岸名		被災位置		被災延長		被害額		被害内容 (破堤、溢水等)													
				級		水系				郡 町 市 村 大字		m		千円															
				級		水系				郡 町 市 村 大字		m																	
				級		水系				郡 町 市 村 大字		m																	
				級		水系				郡 町 市 村 大字		m																	
道 路		事業主体		区分		路線名		被災位置		被災延長		被害額																	
								郡 町 市 村 大字		m		千円																	
								郡 町 市 村 大字		m																			
								郡 町 市 村 大字		m																			
道 路 交 通 止		事業主体		区分		路線名		地先名		延長		幅員		被害額		応急の 有無		応急工事 見込額		が 有無		交通量 の 有無		迂回 の有無		交通止 年月日		解除年月日	
				道		線				m		m		千円		千円		有		千円		有		台/					
				道		線				m		m		千円		千円		有		千円		有		台/					
				道		線				m		m		千円		千円		有		千円		有		台/					
				道		線				m		m		千円		千円		有		千円		有		台/					
				道		線				m		m		千円		千円		有		千円		有		台/					
				道		線				m		m		千円		千円		有		千円		有		台/					
				道		線				m		m		千円		千円		有		千円		有		台/					
一般被害（人的被害）																													
区 分		場所		原因		区 分		主な場所		原因 (破堤、溢水、内水)																			
死 者		名				全 焼		戸																					
行方不明		名				半 焼		戸																					
		名				流 出		戸																					
		名				床上浸水		戸																					
		名				床下浸水		戸																					

災害による建築物被害状況即報

(県土整備事務所経由)

知事殿 平成 年 月 日 太宰府市長 (印) 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。						受付年月日番号 ※		
1. 被災地区市町村名								
2. 災害種別		火災・風水災・震災・その他		3. 火災件数				
7. 用途別	4. 被害区分	全焼・全壊・全流出		半焼・半壊・半流失		計		8. 建築物の損害見積額(千円)
		5. 建築物の数(戸数) 床面積の合計	6. 構造別	建築物の数(戸数)	床面積の合計[平方メートル]	建築物の数(戸数)	床面積の合計[平方メートル]	
住居	木造戸戸戸戸戸戸	
	その他戸戸戸戸戸戸	
	計戸戸戸戸戸戸	
鉱工業	木造							
	その他							
商業サービス業	木造							
	その他							
公務文教	木造							
	その他							
その他	木造							
	その他							
合計	木造							
	その他							
	計							

- (注) イ ※欄は記入しないこと。
 ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。
 ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第2号の15

災害による都市施設等被害状況即報

〇〇〇市町村
 〇〇〇県土整備事
 流域下水道事務所

平成 年 月 日現在

種 別	県分		市町村分		計	
	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円
街 路						
都市公園						
下 水 道						
公営住宅						
計						

主な都市施設等の被害

種別	事業主体	箇所名	被害状況	被 害 額 千円	復旧の対応状況
街 路					
都 市 公 園					
下 水 道					
公 営 住 宅					

〇〇〇〇災害による衛生被害状況 確定 報告

〇〇保険福祉環境事務所
 〇〇政 令 市

防疫日報 (保健福祉部長へ)

防疫日報

約東番号	区	分	1 赤痢患者発生数		2 前年同期赤痢患者発生数		3 防疫活動をしている市町村数 (応援除く)	4 防疫活動をしている保健所数 (応援除く)	5 保健所職員(雇用職員を含む)防疫活動従事者数	6 木下職員(雇用職員を含む)防疫活動従事者数	7 清潔方法を行った戸数	8 消毒方法を行った戸数	9 そ族昆虫駆除を行った戸数	10 伝染病予防による家用水の供給を受けた人員	11 災害救助法による飲料水の供給恵を受けた人員	12 検疫調査人員	13 細菌調査実施人員	14 集団避難所数	15 集団避難所の収容人数	16 備考		
			真性	疑似	真性	疑似															死者	保菌者
月																						
日																						
月																						
日																						
累計																						
累計																						

様式第3号の2

災害による商工被害状況

詳報
確定

報告

(商工事務所長へ)

〇〇市 町 村

(商工部長へ)

〇〇商工事務所

項目	業種	被災総額				
		土地	建物			
商業	A	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	B					
	C					
	D					
	計 (うち) (うち) (うち)					
工業	A					
	B					
	C					
	D					
	計 (うち) (うち) (うち)					
	A					
	B					
	C					
	D					
	計 (うち) (うち) (うち)					
合計	(うち) (うち) (うち)					

(注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入のこと。

2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。

A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。

用

建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。

C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。

②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30 以上1m未満のもの。

③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。

D…A～Cに該当しない被害。

3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業

工業は、 # の製造業

その他は、 # の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

様式第3号の3

災害による水稻被害状況 **詳報** 報告(その1)初期の被害
確定

災害の種類

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名 太宰府市
 農林事務所名 福岡農林事務所

作物名	市町村名	総栽培面積 ha	当り収量 kg	基準収量 t	冠 水								土砂流入		流 失 埋 没				合 計		被害金額 千円	備考 主な被害 地名等		
					2日目		3日目		4日目		5日目		減収 量小計	植替可能		植替不可能		減収 量小計	被害 減収量					
					被害 面積	減収 量	被害 面積	減収 量	被害 面積	減収 量	被害 面積	減収 量		被害 面積	減収 量	被害 面積	減収 量			被害 面積			減収 量	
		ha	kg	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	t	ha	t	ha	t	ha	t	t	t	%	千円	

注1. 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。

注2. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

災害による水稲被害状況 詳報
確定 報告(その3)干害

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名 太宰府市
農林事務所名 福岡農林事務所

市町村名	総栽培面積 ha	10a 当たり 収量 t	基準収量 t	5日間未満持続		5日間以上持続		10日間以上持続		15日間以上持続		20日間以上持続							
				乾田状態	白乾状態	乾田状態	白乾状態	乾田状態	白乾状態	乾田状態	白乾状態	乾田状態	白乾状態						
				被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率						
				ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%

市町村名	25日間以上持続		30日間以上持続		枯死 面積	塩害 面積	合計		被害金額 千円	備考 (主な被害地域名等)
	乾田状態	白乾状態	乾田状態	白乾状態			被害減収量 ₂	被害減収率 _{2÷1}		
	被害面積	被害率	被害面積	被害率			ha	%		
	ha	%	ha	%	ha	ha	%	t	%	

注1. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の6

災害による農作物被害状況 詳報
確定 報告(水稻を除く)

災害の種類 _____

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名 太宰府市
農林事務所名 福岡農林事務所

農作物名	市町村名	総栽培面積	被害面積				被害面積				単価 (kg当 たり)	被害 金額 (3×4)	平年10 a当た り収量 6	基準 集量 (1×6)	既 収穫量 8	収穫 残量 (7-8)	被害 面積率 (2÷1)	被害 減収率 (3÷7)	被害損害状況 主な被害地域名
			30% 未満	30~ 70%	70% 以上	計	30% 未満	30~ 70%	70% 以上	計									
			2	3	4	5	6	7	8	9									
		ha	ha	ha	ha	ha	t	t	t	t	円	千円	kg	kg	kg	kg	%	%	

注1. 被害面積の数値は、原則として小数点以下第1位までとする。(小数点以下第2位は四捨五入する。)
 注2. 花きにおける減収量等の単位は千本(千鉢)、単価は1本(1鉢)とする。
 注3. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の7

災害による農業関係施設被害状況

詳報
確定

報告

災害の種類 _____

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名 太宰府市
 農林事務所名 福岡農林事務所

施設の 種類	作物名	市町村 名	全 焼				大 破				中 破				小 破				ビニール破損				合 計				備 考 (被害地域名)				
			件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額					
			件	棟	m ²	千円	件	棟	m ²	千円	件	棟	m ²	千円	件	棟	m ²	千円	件	棟	m ²	千円	件	棟	m ²	千円	件	棟	m ²	千円	

満、

「ビニール破損」…ビニールが破れ使用できないものをいう。

注2. 報告数値の中に個人所有以外のものがある場合は、農業協同組合及同連合会所有のものについては () 書きで、また、それ以外の共同利用施設の
ものについては [] 書きで内数として記入すること。

様式第3号の8

災害による樹体被害状況 [詳 報] 報告

[確 定]

災害の種類 _____

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名 太宰府市
農林事務所名 福岡農林事務所

樹種名	市町村名	成園・未成園の別	被害程度別面積及び被害額								被害損傷状況 被害地域名
			甚		中		軽				
			面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									

注. 被害の種類は、樹体の損傷の程度、落葉の程度を基準とする。
 甚：樹体が流失、埋没もしくは枯死したもの、幹が折損もしくははなはだ裂けたもの、70%以上の主枝が裂けもしくは折れる等の損傷を受けたもの、
 又 はこれ以外の損傷を受け、更新もしくは改植を要すると認められるもの。
 中：30%以上70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きいか、これに準ずるもの。

災害による畜産関係被害状況 [詳 報] 報告 (その3)

[確 定]

災害の種類 () 調査年月日 年 月 日

市町村名 太宰府市
農林事務所名 福岡農林事務所

市町村名		飼 料 用 作 物														合 計							
		牧 草 (イタリアンライグラス)							と う も ろ こ し														
総栽培面積 ①ha	被害面積		被害 減収量 ③トン	単価 ④円	被害額 ⑤ (③×④) 千円	平成10a当り 収 量 ⑥kg	基準収穫率 ⑦(①×⑥) トン	被害面積率 ⑧ (②÷①) %	被害率 ⑨(③÷⑦) %	総栽培面積 ①ha	被害面積		被害 減収量 ③トン	単価 ④円	被害額 ⑤ (③×④) 千円	平成11a当り 収 量 ⑥kg	基準収穫率 ⑦(①×⑥) トン	被害面積率 ⑧ (②÷①) %	被害率 ⑨(③÷⑦) %	総栽培面積 ha	被害面積 ha	被害金額 千円	
	計②	うち30% 未 済									計②	【 30% 未済】											
農林事務所計																							
市町村名		飼 料 用 作 物														合 計							
		ソ ル ガ ム							そ の 他														
総栽培面積 ①ha	被害面積		被害 減収量 ③トン	単価 ④円	被害額 ⑤ (③×④) 千円	平成10a当り 収 量 ⑥kg	基準収穫率 ⑦(①×⑥) トン	被害面積率 ⑧ (②÷①) %	被害率 ⑨(③÷⑦) %	総栽培面積 ①ha	被害面積		被害 減収量 ③トン	単価 ④円	被害額 ⑤ (③×④) 千円	平成11a当り 収 量 ⑥kg	基準収穫率 ⑦(①×⑥) トン	被害面積率 ⑧ (②÷①) %	被害率 ⑨(③÷⑦) %	総栽培面積 ha	被害面積 ha	被害金額 千円	
	計②	うち30% 未 済									計②	【 30% 未済】											
農林事務所計																							

〇〇〇〇災害による土木被害状況

 詳報
 確定

 報
 告

(県土整備事務所長へ)
(土木部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇県土整備事務所長

区 分	前 回 ま で の 報 告 分		今 回 の 報 告 分		年 間 の 合 計
	自 月 日 至 月 日	自 月 日 至 月 日	自 月 日 の 災 害 至 月 日	自 月 日 の 災 害 至 月 日	
県 工 事	河 川				
	海 岸				
	砂 防				
	道 路				
	橋 梁				
	港 湾				
計					
市 町 村 工 事	河 川				
	海 岸				
	道 路				
	橋 梁				
計					
合 計					(金額の単位 千円)

様式

災害による建築物被害状況

詳報
確定

報告

(県土整備事務所経由)

知事殿 平成 年 月 日 太宰府市長 (印) 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。							受付年月日番号 ※
1. 被災地区市町村名					3. 火災件数		
2. 災害種別		火災・風水災・震災・その他					
7. 用途別	6. 構造別	4. 被害区分		計		8. 建築物の損害見積額(千円)	
		全焼・全壊・全流出	半焼・半壊・半流失	建築物の数(戸数)	床面積の合計[平方メートル]		建築物の数(戸数)
居住	木造	戸		戸		戸	
	その他	戸		戸		戸	
	計	戸		戸		戸	
鉱工業	木造						
	その他						
商業サービス業	木造						
	その他						
公務文教	木造						
	その他						
その他	木造						
	その他						
合計	木造						
	その他						
	計						

- (注) イ ※欄は記入しないこと。
 ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。
 ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

4. 要請書等

4-1 自衛隊災害派遣要請書

福岡県知事 殿

文書番号
年 月 日

太宰府市長 印

自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第83条により、下記のとおり災害派遣を要請します

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

4-2 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書

文書番号
年 月 日

福岡県知事 殿

太宰府市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考となるべき事項

－自衛隊法(抜粋)－

(災害派遣)

- 第 83 条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。
- 2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
- 3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。
- 4 第 1 項の要請の手続は、政令で定める。
- 5 第 1 項から第 3 項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害及び同法第 183 条において準用する同法第 14 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害については、適用しない。

(地震防災派遣)

- 第 83 条の 2 防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 11 条第 1 項に規定する地震災害警戒本部長から同法第 13 条第 2 項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

(原子力災害派遣)

- 第 83 条の 3 防衛大臣は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 17 条第 1 項に規定する原子力災害対策本部長から同法第 20 条第 4 項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

4-3 被災証明申請書（被災届）

（様式第1号）

被災届				
消防署長様		年 月 日		
届出人 住所 _____				
氏名 _____ 印				
下記のとおり被災したことを届出ます。				
災害種別				
被災年月日	年 月 日			
被災場所				
被災内容	被災物件	被災程度	適 要	
被災者	氏 名	続 柄	生年月日	年 齢
			. . .	
			. . .	
			. . .	
			. . .	
			. . .	
			. . .	
			. . .	
届出人と被災物件の関係	所有者・管理者・占有者・その他（ ）			
※ 備 考 欄			※ 受 付	

※欄は記入しないで下さい。

4 - 4 被災証明書（被災届証明願）

被災届提出証明願

筑紫野太宰府消防組合消防本部
太宰府消防署長様

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

下記のとおり、被災届を提出していることを証明願います。

災害種別			
被災届提出日	平成 年 月 日	受理番号 第	号
被災日時	平成 年 月 日	時 分	頃
被災場所			
被災者氏名			
被災内容	被災物件	被災程度	適 要
<p>※ 消防署証明第 _____ 号</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり被災の届出があったことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>筑紫野太宰府消防組合消防本部 太宰府消防署長</p>			
申請者と被災物件の関係	所有者・管理者・占有者・その他 (_____)		
※ 備 考 欄		※ 受 付 欄	

5. 一覧表等

5-1 気象庁関連表

■震度階級関連解説表（人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたり、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■気象等に関する特別警報の発表基準（気象庁・令和2年8月24日より運用）

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

■津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）*を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

■ 警報・注意報発表基準一覧表

令和 4 年 5 月 26 日現在
発表官署 福岡管区气象台

太宰府市	府県予報区		福岡県	
	一次細分区分		福岡地方	
	市町村等をまとめた地域		—	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	33
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	186
	洪水		流域雨量指数基準	御笠川流域=13.7, 鷺田川流域=13.3, 大佐野川流域=8
			複合基準 *1	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地：12 時間降雪の深さ 20 cm 山地：12 時間降雪の深さ 50 cm
	波浪		有義波高	—
	高潮		潮位	—
注意報	大雨		表面雨量指数基準	17
			土壌雨量指数基準	135
	洪水		流域雨量指数基準	御笠川流域=10.9, 鷺田川流域=10.6, 大佐野川流域=6.4
			複合基準 *1	御笠川流域= (9, 10.9)
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地：12 時間降雪の深さ 3 cm 山地：12 時間降雪の深さ 10 cm
	波浪		有義波高	—
	高潮		潮位	—
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		—	
	濃霧	視程	100m	
	乾燥		最小湿度 40%で、実効湿度 60%	
	なだれ		積雪の深さ 100 cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃ 以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30 cm 以上	
	低温		夏期：平年より平均気温が 4℃ 以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想された場合 冬期：沿岸部で最低気温が -4℃ 以下または内陸部 -7℃ 以下	
霜		11 月 20 日までの早霜、3 月 15 日からの晩霜 最低気温 3℃ 以下		
着氷・着雪		大雪警報・注意報の条件下で、気温 -2℃ ~ 2℃、湿度 90% 以上		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110mm	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

■時に関連する用語

用語	説明
未明	午前0時から午前3時頃まで。
夜明け	日の出の前の空が薄明るくなる頃。 「薄明」も同じ意味だが、予報用語としては用いない。
明け方	午前3時頃から午前6時頃まで。 夜が明ける頃を指す用語であるが、予報用語としては上記の意味で用いる。
早朝	一般の人が活動を始める前。季節、地域にもよるが「夜明け」からおよそ1～2時間。
午前中	一般には午前0時から正午までだが、5時予報、11時予報の「今日」の予報では、発表時から正午までの期間に対して用いる。
午後	12時から24時まで。 現象が夕方過ぎから始まるようなときには「午後」を用いず「夜のはじめ頃」、「夜遅く」など夜の時間区分に関する用語を用いる。
昼前	午前9時頃から12時頃まで。
昼過ぎ	12時頃から15時頃まで。
夕方	15時頃から18時頃まで。 日の暮れ頃を指す用語であるが、予報用語としては上記の意味で用いる。
夜のはじめ頃	18時頃から21時頃まで。
夜遅く	21時頃から24時頃まで。
日中	午前9時頃から18時頃まで。 予報で「明日（今日）日中の最高気温」と用いるときは9時から18時。 今日に対する予報では、5時予報、11時予報で使用する。

5-2 災害危険指定箇所等一覧

浸水災害・土砂災害の危険地域のうち、人家などに直接被害を与える恐れのある地域として、以下のようなものが行政機関で抽出され、一部は法律で指定されている。

(浸水危険箇所)

- ・重要水防箇所（堤防高さ不足等により、決壊・越水等の危険性のある区域）
- ・災害危険河川区域（県の調査）
- ・老朽ため池箇所（市の調査）

(急傾斜地崩壊危険箇所)

- ・急傾斜地崩壊危険区域（県知事による指定）
- ・山地災害危険箇所[山腹崩壊危険地区]（県の調査）
- ・道路災害危険箇所（県の調査）

(土砂災害危険箇所)

- ・砂防指定地（県知事による指定）
- ・土石流発生危険箇所（県の調査）
- ・がけ崩れ危険箇所（市の調査）
- ・山地災害危険箇所[崩壊土砂流出危険箇所]（県の調査）
- ・土砂災害（特別）警戒区域（県の調査）

出典：福岡県地域防災計画 資料編（災害危険箇所一覧）平成26年修正（平成26年11月）

■重要水防箇所（河川）

土木事務所名	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位置			重要度	予測事態	対防水工法
					市郡	大字	杆杭位置			
那珂	御笠川	御笠川	右	920	太宰府	水城1丁目	下大利橋から竹ノ越堰まで	B	洗掘	木流し工 積み土俵工
那珂	御笠川	御笠川	右	1600	太宰府	水城1丁目 国分	竹ノ越堰から西鉄都府楼橋下流まで	B	洗掘 溢水	積み土俵工
那珂	御笠川	鷺田川	左右	50 150	太宰府	通古賀3丁目	落合井堰より下流	A	洗掘 溢水	シート張工 積み土俵工
那珂	御笠川	太宰府原川	左右	860 860	太宰府	三条	起点から御笠川合流点まで	A	溢水	積み土俵工

■重要水防箇所（ため池）

ため池名	重要水防池区域		重要度		ため池規模		
	大字	字	級別	種別	有効貯水量	堤高(m)	堤長(m)
尺上池	国分	辻	C		5千m ³	5	106
西ノ池	国分	妙見		漏水	11千m ³	7	104
吉松大池	吉松	象頭		漏水	38千m ³	7	80

■災害危険河川区域

級別	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位置	
					大字	キロ杭位置
二	御笠川	御笠川	左	50	水城1丁目	水城歩道橋上流
二	御笠川	御笠川	左右	21	下大利団地	西鉄大牟田線下流
二	御笠川	御笠川	左右	69	通古賀3丁目	さざ田川流入部上流
二	御笠川	御笠川	左右	110	五条2丁目	観世音寺大橋上下流
二	御笠川	御笠川	左右	240	観世音寺1丁目	笠寺堰下流～高橋口橋
二	御笠川	御笠川	左右	100	宰府1丁目 連歌屋1丁目	醍醐橋～浦の城橋下流
二	御笠川	御笠川	左右	115	連歌屋2丁目 宰府3丁目	三條橋下流
二	御笠川	御笠川	左	265	三条2丁目 宰府5丁目	普賢橋上下流
二	御笠川	御笠川	左右	170	御笠1丁目 宰府5丁目	三浦橋上流
二	御笠川	御笠川	左	130	宰府6丁目	天拝橋下流
二	御笠川	御笠川	左右	21	北谷	八反田橋下流
二	御笠川	御笠川	左	24	北谷	ソイラ5号橋下流
二	御笠川	御笠川	右	90	北谷	ソイラ橋下流
二	御笠川	御笠川	右	24	北谷	ソイラ4号橋下流

級別	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位置	
					大字	キロ杭位置
二	御笠川	大佐野川	右	24	通古賀	川原橋直上流
二	御笠川	大佐野川	左	150	向佐野	川久保橋上流～下川久保2号橋
二	御笠川	大佐野川	右	30	向佐野2丁目	下川久保3号橋上流
二	御笠川	大佐野川	左右	433	向佐野2丁目 向佐野3丁目	向佐野水路橋～宮ノ本橋
二	御笠川	大佐野川	左	17	向佐野3丁目	下ヶノ橋直下流
二	御笠川	大佐野川	左	18	向佐野5丁目	原口橋下流
二	御笠川	大佐野川	左	490	向佐野5丁目	六反田堰下流～瓦ヶ駄堰下流
二	御笠川	大佐野川	左右	320	大佐野	瓦ヶ駄堰下流～貯水池直下
二	御笠川	鷺田川	左右	220	通古賀3丁目	落合堰～田中小橋上流
二	御笠川	鷺田川	左	60	通古賀4丁目 都府楼南2丁目	田中橋直上流
二	御笠川	鷺田川	左右	57	通古賀6丁目	多々良堰上流
二	御笠川	大宰府原川	左	15	連歌屋	浦の城2号橋上流
二	御笠川	山の神川	左右	165	北谷	ソイラ2号橋上下流

■老朽ため池箇所

番号	ため池名	重要水防池区域		重要度		ため池規模			備考
		大字	字	級別	種別	有効貯水量(千m ³)	堤高(m)	堤長(m)	
1	上の池	国分	田中		老朽	4	6	93	
2	新山ノ井池	観世音寺	山ノ井		〃	12	6	51	
3	旧山ノ井池	観世音寺	山ノ井		〃	15	7	100	
4	安ノ浦池	観世音寺	千代岳		〃	21	5	136	
5	松ヶ浦池	観世音寺	松ヶ浦		〃	36	10	130	H25-H26 工事中
6	すうだ池	観世音寺	蔵司		〃	9	4	65	
7	今王池	高雄	今王		〃	15	10	15	
8	松川池	太宰府	松川		〃	42	21	84	
9	吉ヶ浦池	太宰府	吉ヶ浦		〃	1	4	6	
10	只越池	北谷	只越		〃	11	3	33	
11	熊崎池	北谷	熊崎		〃	4	11	25	
12	新溜池	北谷	小野		〃	2	3	22	
13	ソイラ池	北谷	ソイラ		〃	2	5	10	
14	野々山池	内山	御供ヤ谷		〃	2	3	74	
15	野々道池	内山	本谷		〃	2	4	10	
16	本谷池	内山	本谷		〃	1	3	35	
17	松本池	内山	地藏原		〃	3	3	25	

■急傾斜地崩壊危険区域

番号	区域名	所在地	指定面積	指定年月日	告示番号
3	岩 瀧	大字太宰府字岩瀧	0.2326	S56. 4. 18	568
5	坂 本	大字坂本字堂廻	0.1278	S63. 3. 5	352

■山地災害危険箇所[山腹崩壊危険地区]（民有林）

危険地区番号		位置	保全対象						
			人家数	公共施設等				道路	
市町村	地区	大字		種類	数量	種類	数量	種類	種類
221	1	大佐野		教会	1			市道	
221	2	大佐野		高校	1			市道	
221	3	五条4丁目	20	中学校	1			市道	
221	4	石穴	124	公民館	1			市道	
221	5	石坂4丁目	19					県道	市道
221	6	石坂4丁目		博物館	1			市道	
221	7	石坂4丁目	36					市道	
221	8	宰府2丁目	10	大学の寮	1			市道	
221	9	宰府4丁目		太宰府天満宮	1			市道	
221	10	宰府4丁目	20	太宰府天満宮	1			市道	
221	11	宰府4丁目	1					市道	
221	12	内山	6					市道	
221	13	内山	40					市道	
221	14	内山	20					市道	
221	15	北谷	2					県道	
221	16	御笠4丁目	11					県道	
221	17	太宰府	3					県道	市道
221	18	御笠2丁目	5	診療所	1			県道	
221	19	太宰府	57					市道	
221	20	連歌屋1丁目	19	学童保育所	1			市道	
221	21	観世音寺	38	公民館	1			市道	
221	22	観世音寺	5					市道	
221	23	坂本	10					市道	
221	24	国分	6					市道	
221	25	国分	31					市道	
221	26	国分	30	学童保育所	1	小学校	1	市道	

■道路災害危険箇所

那珂県土整備事務所管内					
道路種別	路線名	字	総合評価	危険内容	対策工法
主地	筑紫野古賀	御笠	防災カルテ	落石崩壊	クラック樹脂注入
主地	筑紫野古賀	只越	防災カルテ	落石崩壊	クラック樹脂注入
主地	筑紫野古賀バイパス	宰府	防災カルテ	落石崩壊	浮石・転石除去工
主地	筑紫野古賀バイパス	太宰府	防災カルテ	落石崩壊	ロックボルト工
主地	筑紫野筑穂	太宰府	防災カルテ	擁壁	
一県	板付牛頸筑紫野	大佐野	防災カルテ	擁壁	ロックボルト工
一県	板付牛頸筑紫野	大佐野	防災カルテ	落石崩壊	植生工
一県	内山三条	内山	防災カルテ	落石崩壊	砕工
一県	内山三条	宰府	防災カルテ	擁壁	更新
一県	内山三条	宰府	防災カルテ	擁壁	更新
一県	内山三条	宰府	防災カルテ	擁壁	更新
一県	内山三条	宰府	防災カルテ	擁壁	更新
一県	九州国立博物館	宰府	要対策	落石崩壊	切土工、吹付工
一県	九州国立博物館	宰府	防災カルテ	擁壁	軽量盛土工

■砂防指定地（那珂土木事務所管内）

番号	溪流名	住所	告示年月日	告示番号	面積(ha)	指定方法	備考
1	御笠川	五条一丁目	S23.5.20	93	5.79	線	
2	御笠川	大字北谷	28.2.12	139	0.61	線	
3	原川	三条一丁目	48.10.31	2196	1.24	線	
4	大谷川	大字国分	48.10.31	2196	7.5163	線	一部解除(H18)
5	松川川	御笠三丁目	52.6.20	935	0.86	線	
6	四ツ柄川	水城五丁目	53.6.8	1035	1.64	標柱	
7	四ツ柄川	大字水城	54.2.2	119	1.64	標柱	
8	長浦川	大字北谷	55.3.26	662	1.67	標柱	
9	四ツ柄川	大字水城	55.3.26	662	0.99	標柱	
10	東谷口川	御笠五丁目	55.8.19	1430	1.87	標柱	
11	原川	大字太宰府	H16.3.17	303	2.7859	標柱	
12	原川	三条一丁目	16.12.2	1490	0.9176	標柱	
13	松川川	大字太宰府	16.12.2	1490	1.9389	標柱	
14	御笠沢川	御笠五丁目	16.12.2	1490	1.8795	標柱	
15	熊崎谷川	大字北谷	16.12.2	1490	1.4377	標柱	
16	長浦川	大字北谷	16.12.2	1490	0.8535	標柱	
17	原川	三条一丁目	17.8.3	748	0.2504	標柱	
18	大谷川	大字国分	18.6.29	720	0.3003	線	4の付け替え
	小計				34.1901		

■土石流発生危険箇所

溪流 番号 221-	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	流域概要			保全対象	
				字	溪流長 (km)	流域 面積 (km ²)	平均 河床 勾配 (度)	対象 戸数 (戸)	公共施設等
I-001	筑後川	原川	野々山谷	内山	0.17	0.02	16	0	集会施設
I-002	筑後川	原川	本谷	内山	1.35	0.65	18	37	—
I-003	筑後川	原川	上谷	内山	1.18	0.34	10	26	—
I-004	御笠川	御笠川	御笠川	北谷	1.54	0.88	12	24	公民館
I-005	御笠川	御笠川	只越谷1	北谷	0.17	0.01	15	20	—
I-006	御笠川	御笠川	只越谷2	北谷	0.12	0.01	20	7	—
I-007	御笠川	御笠川	松川川	松川	0.89	0.15	9	13	—
I-008	御笠川	御笠川	大原沢2	大原	0.71	0.28	14	5	—
I-009	御笠川	御笠川	大原沢1	大原	0.37	0.09	14	12	—
I-010	御笠川	御笠川	大原谷1	大原	0.22	0.03	13	14	—
I-011	御笠川	御笠川	大原谷2	大原	0.60	0.12	19	20	病院
I-012	御笠川	御笠川	普現谷1	大原団地	0.22	0.03	23	31	—
I-013	御笠川	御笠川	普現谷2	三条台	0.55	0.10	19	152	—
I-014	御笠川	御笠川	原谷1	三条台	0.42	0.04	23	178	—
I-015	御笠川	御笠川	原谷2	三条台	0.40	0.03	21	175	—
I-016	御笠川	御笠川	久保谷	三条台	0.15	0.01	11	102	—
I-017	御笠川	御笠川	岩渕谷	三条台	0.17	0.07	17	33	公民館
I-018	御笠川	御笠川	太宰府原川	原	0.34	0.13	16	36	—
I-019	御笠川	御笠川	連歌屋谷	連歌屋	0.27	0.02	14	14	—
I-020	御笠川	御笠川	水瓶川	連歌屋	0.49	0.13	15	36	—
I-021	御笠川	御笠川	岩屋谷	水瓶	0.20	0.20	11	2	国民年金保 養センター
I-022	御笠川	御笠川	連歌谷	観世音寺	0.21	0.25	16	37	—
I-023	御笠川	御笠川	朝日谷	観世音寺	0.14	0.02	12	40	—
I-024	御笠川	御笠川	住ノ元谷	観世音寺	0.37	0.05	19	51	—
I-025	御笠川	御笠川	金光寺	観世音寺	0.18	0.02	13	5	—
I-026	御笠川	御笠川	東谷口谷	花ノ屋敷	0.72	0.19	11	11	—
I-027	御笠川	御笠川	大谷川	辻	0.96	0.35	21	37	—
I-028	御笠川	御笠川	掘田谷2	国分台	0.19	0.01	17	14	—
I-029	御笠川	御笠川	掘田谷	国分台	0.24	0.03	14	23	—
I-030	御笠川	御笠川	川添谷	国分台	0.13	0.01	19	20	—
I-031	御笠川	御笠川	杉本谷	国分台	0.34	0.06	17	66	—
I-032	御笠川	御笠川	陣ノ星谷	国分裏山	0.38	0.07	22	65	—
I-033	御笠川	御笠川	山ノ内谷	国分台	0.30	0.04	18	51	—
I-034	御笠川	御笠川	国分谷2	国分	0.05	0.01	19	13	—
I-035	御笠川	御笠川	国分谷	国分	0.18	0.03	13	10	—
I-036	御笠川	原川	野々山谷	水城	0.24	0.02	16	14	—

溪流 番号 221-	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	流域概要			保全対象	
				字	溪流長 (km)	流域 面積 (km ²)	平均 河床 勾配 (度)	対象 戸数 (戸)	公共施設等
I-037	御笠川	御笠川	四柄川	水城	0.96	0.30	14	37	—
I-038	御笠川	大佐野川	大佐野谷 1	大佐野	0.25	0.02	14	0	集会施設
II-001	筑後川	原川	内山谷	内山	0.79	0.17	18	4	—
II-002	御笠川	御笠川	御笠沢	御笠	0.17	0.15	22	3	—
II-003	御笠川	長浦川	熊崎谷	北谷	0.37	0.09	18	2	—
II-004	御笠川	長浦川	長浦谷	北谷	0.22	0.02	—	2	—
II-005	御笠川	長浦川	長浦川	北谷	0.62	0.11	17	2	—
II-006	多々良川	多々良川	山浦川 2	北谷	0.90	0.26	13	2	—
II-007	御笠川	御笠川	秋葉谷	御笠	0.37	0.06	15	1	—
II-008	御笠川	御笠川	岩淵谷 2	太宰府	0.18	0.02	23	4	—
II-009	御笠川	御笠川	松ヶ浦谷	観世音寺	0.57	0.13	18	3	—
II-010	御笠川	大佐野川	大佐野谷 2	大佐野	0.20	0.02	12	1	—

■がけ崩れ危険箇所（市の調査）

番号	区域名称	所在地	面積(k m ²)	保全対象	
				対象 戸数 (戸)	公共施設等
1	高雄	高雄 1 丁目	0.20 k m ²	2	民家
2	連歌屋	連歌屋 1 丁目	0.25 k m ²	2	民家

■山地災害危険箇所[崩壊土砂流出危険地区]（民有林）

危険地区番号		位置	保全対象						
			大字	人家数	公共施設等				道路
市町村	地区	種類			数量	種類	数量	種類	種類
221	1	通古賀		大佐野ダム	1			林道	
221	2	内山	50	公民館	1			市道	
221	3	内山	26					市道	
221	4	御笠5丁目	5					市道	
221	5	北谷		ダム	1	工場	2	市道	
221	6	北谷	10					県道	
221	7	北谷	2					市道	
221	8	北谷	14					市道	
221	9	北谷	1					県道	
221	10	太宰府	12					県道	市道
221	11	太宰府	7	配水池	1			県道	市道
221	12	太宰府	7	配水池	1			県道	市道
221	13	太宰府	7	配水池	1			県道	市道
221	14	太宰府	80					県道	市道
221	15	太宰府	140					市道	
221	16	太宰府	150					市道	
221	17	太宰府	160					市道	
221	18	太宰府	120	病院	1			市道	
221	19	太宰府	50					市道	
221	20	太宰府	50					市道	
221	21	観世音寺	56					市道	
221	22	観世音寺	3					市道	
221	23	坂本	25					市道	
221	24	国分	50					市道	
221	25	国分	165	病院	1			市道	
221	26	水城	73					市道	
221	27	水城	73					市道	

■山地災害危険箇所[崩壊土砂流出危険地区]（国有林）

危険地区番号		位置	保全対象	
			大字	人家数
市町村	地区			道路種類
221	1	北谷	81	県道
221	2	北谷	60	

■土砂災害（特別）警戒区域（土石流）

区域 番号 221- D-	区域名称	所在地	特別 警戒 区域	警戒区 域面積 (㎡)	特別警 戒区域 面積 (㎡)	告示 年月 日	告示 番号
1	四ツ柄川	水城5丁目、水城2丁目、水城3丁目、水城6丁目		163,841	0	H22. 3.24	536 537
2	水城谷	大字水城、水城5丁目	○	18,129	235		
3	国分谷	国分5丁目、国分2丁目、大字国分		94,543	0		
4	国分谷2	国分5丁目、国分2丁目、大字国分		97,156	0		
5	山ノ内谷	国分5丁目、国分4丁目、大字国分		103,137	0		
6	陣ノ星谷	大字国分、国分5丁目、国分4丁目	○	102,790	249		
7	杉本谷	大字国分、国分5丁目、国分4丁目、国分3丁目	○	90,124	116		
8	川添谷	大字国分、国分5丁目、国分4丁目、国分3丁目	○	134,161	178		
9	掘田谷	大字国分、国分5丁目、国分4丁目、国分3丁目	○	113,782	115		
10	掘田谷2	大字国分、国分5丁目	○	3,271	133		
11	大谷川	国分4丁目、坂本3丁目		13,339	0		
12	大佐野谷1	大字大佐野、大佐野5丁目、大佐野6丁目	○	61,752	175		
13	大佐野谷2	大字大佐野、大佐野5丁目		41,605	0		
14	東谷口谷	大字坂本、坂本3丁目、大字観世音寺		76,043	0		
15	松ヶ浦谷	大字観世音寺、観世音寺4丁目	○	97,364	11,293		
16	金光寺	大字観世音寺、観世音寺6丁目、観世音寺5丁目、観世音寺4丁目		23,094	0		
17	住ノ元谷	大字観世音寺、観世音寺6丁目、観世音寺5丁目、白川	○	103,242	163		
18	朝日谷	大字観世音寺、観世音寺6丁目、観世音寺5丁目、観世音寺4丁目	○	52,873	217		
19	連歌谷(1)	連歌屋1丁目、大字太宰府、白川	○	38,303	372		
20	連歌谷(2)	白川、連歌屋1丁目、大字太宰府		41,888	0		
21	連歌屋谷	大字太宰府、連歌屋3丁目、連歌屋2丁目、連歌屋1丁目	○	51,046	209		
22	水瓶川	連歌屋3丁目、大字太宰府、連歌屋2丁目、連歌屋1丁目	○	42,728	1,131		
23	岩屋谷	連歌屋3丁目、連歌屋2丁目、連歌屋1丁目、大字太宰府		45,833	0		
24	太宰府原川	連歌屋2丁目、三条1丁目、連歌屋1丁目、連歌屋3丁目、大字太宰府		185,585	0		
25	岩渕谷	大字太宰府、三条2丁目、三条1丁目	○	103,408	252		
26	岩渕谷(2)	三条2丁目、三条1丁目、大字太宰府		93,894	0		
27	久保谷	三条2丁目、三条3丁目、御笠1丁目	○	88,681	248		
28	原谷(1)	三条2丁目、大字太宰府、三条1丁目	○	102,790	249		
29	原谷(2)	三条2丁目、三条3丁目、大字太宰府、御笠1丁目		80,398	0		

区域 番号 221- D-	区域名称	所在地	特別 警戒 区域	警戒区 域面積 (㎡)	特別警 戒区域 面積 (㎡)	告示 年月 日	告示 番号
30	普現谷(1)	御笠2丁目、三条3丁目、御笠1丁目、三条2丁目	○	122,458	159		
31	普現谷(2)	三条2丁目、三条1丁目、三条3丁目、御笠1丁目	○	184,909	121		
32	大原谷(1)	大字太宰府、御笠2丁目、御笠1丁目、御笠5丁目	○	41,222	549		
33	大原谷(2)	御笠1丁目、御笠2丁目、御笠5丁目		64,652	0		
34	大原谷(3)	大字太宰府、御笠2丁目、御笠1丁目、御笠3丁目	○	153,349	680		
35	大原沢(1)	大字太宰府、御笠2丁目、御笠3丁目、御笠5丁目、御笠1丁目	○	53,432	1,222		
36	大原沢(2)	御笠2丁目、御笠3丁目、御笠5丁目、御笠1丁目		40,992	0		
37	大原沢(3)	大字太宰府、御笠2丁目、御笠3丁目、御笠5丁目、御笠1丁目	○	61,321	206		
38	松川川	御笠3丁目、御笠4丁目、大字太宰府	○	31,119	1,034		
39	秋葉谷	御笠3丁目、御笠4丁目		14,686	0		
40	御笠沢	御笠5丁目		11,755	0		
41	御笠川(1)	大字北谷、御笠4丁目、御笠5丁目		618,595	0		
42	只越谷1	大字北谷	○	13,235	157		
43	只越谷2	大字北谷	○	35,434	99		
44	山浦川	大字北谷	○	69,959	2,673		
45	山浦川2	大字北谷		81,690	0		
46	長浦川	大字北谷		76,779	0		
47	長浦谷	大字北谷		34,775	0		
48	熊崎谷	大字北谷	○	29,917	324		
49	谷上	大字内山		99,738	0		
50	本谷	大字内山		154,697	0		
51	野々山谷	大字内山	○	158,717	166		
52	内山谷	大字内山		211,007	0		
53	内山沢	大字内山	○	24,317	1,784		

■土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地崩壊）

区域 番号 221- K-	区域の名称	所在地	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	最大 高さ (m)	最大 勾配 (°)	警戒区 域面積 (㎡)	特別 警戒 区域 面積 (㎡)	告示年月 日	告示 番号
2	水城ヶ丘・水城台	水城5丁目、水城4丁目、水城3丁目			21.1	46.4	13,072	0	H26.2.4	71
3	水城台(1)	水城4丁目、国分2丁目			25.1	48.1	12,268	0	H26.2.4	71
6	水城(a)	太宰府市水城6丁目、水城5丁目			17.0	48.2	6,711	0	H26.2.4	71
7	水城(b)	水城3丁目			13.8	61.1	3,405	0	H26.2.4	71
8	国分台(a)	国分5丁目、大字国分			38.2	52.8	11,773	0	H26.2.4	71
9	国分台(b)	国分5丁目、大字国分			32.2	63.4	10,777	0	H26.2.4	71
10	国分台(c)	国分5丁目、大字国分			19.8	85.2	3,930	0	H26.2.4	71
11	国分台(d)	国分5丁目、大字国分			27.0	36.6	7,228	0	H26.2.4	71
12	国分台(e)	国分5丁目、大字国分			17.1	67.3	3,226	0	H26.2.4	71
13	国分2丁目(a)	国分2丁目			8.6	54.4	2,175	0	H26.2.4	71
14	国分2丁目(b)	国分2丁目			28.0	47.2	14,303	0	H26.2.4	71
16	国分(b)	大字国分、国分5丁目			15.2	50.0	2,565	0	H26.2.4	71
17	国分(c)	国分2丁目			16.8	58.1	12,475	0	H26.2.4	71
18	国分(d)	国分5丁目、大字国分			11.0	37.5	2,006	0	H26.2.4	71
19	国分(2)	国分4丁目、大字国分			32.0	43.9	12,786	0	H26.2.4	71
22	坂本(b)	坂本3丁目			8.3	76.1	1,672	0	H26.2.4	71
23	吉松	吉松3丁目			8.0	54.7	2,815	0	H26.2.4	71
24	大佐野	大佐野6丁目、大佐野5丁目			13.1	48.7	5,380	0	H26.2.4	71
25	大佐野(a)	大字大佐野	○		30.4	42.5	7,630	5,010	H22.3.24	536 537
26	大佐野(b)	大佐野6丁目、大佐野5丁目、大字大佐野			18.6	40.4	13,754	0	H26.2.4	71
27	大佐野(c)	大字大佐野			11.5	64.2	1,573	0	H26.2.4	71
28	大佐野台	大字大佐野、大佐野5丁目			19.1	52.5	14,573	0	H26.2.4	71
29	朱雀	朱雀2丁目			13.4	60.4	4,621	0	H26.2.4	71
30	観世音寺(a)	観世音寺4丁目			11.2	64.1	8,876	0	H26.2.4	71
31	観世音寺(b)	観世音寺4丁目			8.8	47.7	2,197	0	H26.2.4	71

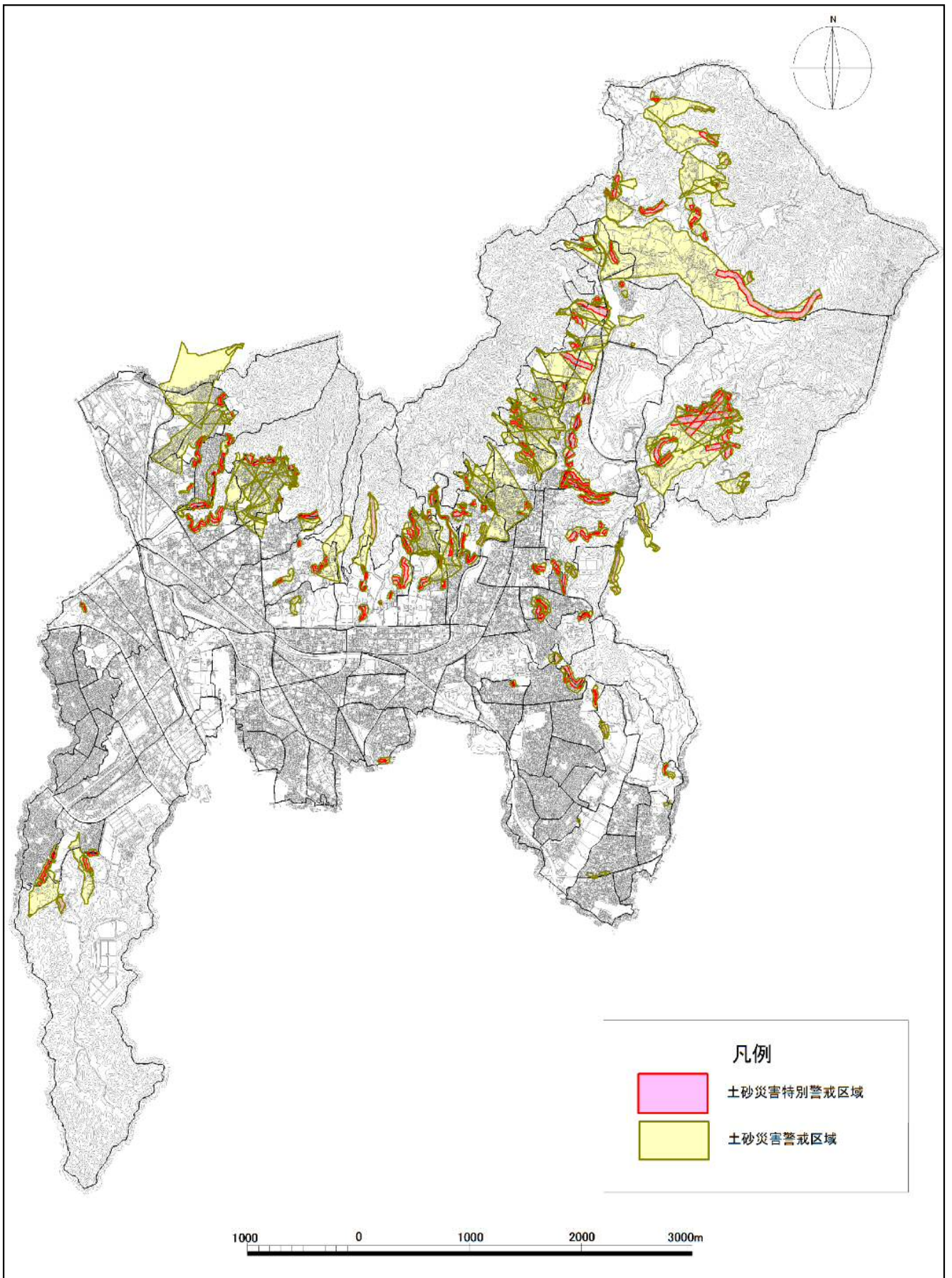
区域 番号 221- K-	区域の名称	所在地	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	最大 高さ (m)	最大 勾配 (°)	警戒区 域面積 (㎡)	特別 警戒 区域 面積 (㎡)	告示年月 日	告示 番号
32	観世音寺(d)	観世音寺5丁目			12.0	67.1	3,379	0	H26.2.4	71
33	観世音寺(e)	観世音寺4丁目			27.6	48.1	26,511	0	H26.2.4	71
35	観世音寺 (2)	観世音寺5丁目			22.6	54.9	8,287	0	H26.2.4	71
37	観世音寺(4)	観世音寺4丁目			19.1	47.8	8,216	0	H26.2.4	71
38	観世音寺4丁 目	観世音寺4丁目			5.6	46.2	806	0	H26.2.4	71
39	観世団地(1)	観世音寺6丁目、 大字太宰府、大字 観世音寺			37.9	58.3	5,902	0	H26.2.4	71
40	観世団地(2)	観世音寺5丁目、 観世音寺6丁目	○	○	20.0	67.4	8,614	2,730	H22.3.24	536 537
41	観世団地(3)	観世音寺6丁目、 観世音寺4丁目			22.6	44.8	10,015	0	H26.2.4	71
42	東観世(1)	観世音寺6丁目、 大字観世音寺			29.8	60.6	24,326	0	H26.2.4	71
43	白川	白川			11.4	32.9	2,489	0	H26.2.4	71
44	連歌屋(a)	連歌屋1丁目			17.6	55.6	2,252	0	H26.2.4	71
45	連歌屋(b)	連歌屋1丁目			28.2	65.1	10,086	0	H26.2.4	71
46	連歌屋(c)	連歌屋1丁目	○		24.4	53.0	9,228	3,419	H22.3.24	536 537
47	連歌屋(d)	連歌屋1丁目、白 川			15.6	53.7	8,621	0	H26.2.4	71
48	連歌屋(e)	大字太宰府、連歌 屋1丁目			26.7	37.1	9,672	0	H26.2.4	71
49	連歌屋(f)	連歌屋1丁目			11.0	54.5	1,405	0	H26.2.4	71
50	連歌屋(g)	連歌屋1丁目			16.0	59.1	2,418	0	H26.2.4	71
52	連歌屋(j)	連歌屋1丁目、連 歌屋3丁目			10.2	82.2	3,309	0	H26.2.4	71
53	連歌屋(k)	連歌屋1丁目、連 歌屋2丁目、連歌 屋3丁目	○		18.9	60.8	4,182	1,775	H22.3.24	536 537
54	岩淵	連歌屋2丁目			15.1	80.3	6,639	0	H26.2.4	71
55	岩淵(a)	連歌屋2丁目			7.0	67.1	551	0	H22.3.24	536 537
56	岩淵(b)	連歌屋2丁目			7.9	56.2	1,261	0	H26.2.4	71
57	太宰府(a)	大字太宰府、連歌 屋3丁目			18.6	49.5	5,515	0	H26.2.4	71
58	五条	五条5丁目、五条 4丁目			11.9	37.1	2,404	0	H26.2.4	71
59	梅香苑4丁 目	梅香苑4丁目、高 雄1丁目			5.6	67.2	558	0	H26.2.4	71
60	高雄(a)	高雄3丁目	○		14.6	34.9	2,742	1,162	H22.3.24	536 537

区域 番号 221- K-	区域の名称	所在地	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	最大 高さ (m)	最大 勾配 (°)	警戒区 域面積 (㎡)	特別 警戒 区域 面積 (㎡)	告示年月 日	告示 番号
62	高雄(c)	高雄5丁目、梅ヶ 丘1丁目			8.6	83.0	2,482	0	H22.3.24	536 537
63	高雄(d)	高雄5丁目			6.6	81.4	2,157	0	H22.3.24	536 537
64	高雄2丁目	高雄2丁目、青山 3丁目	○		17.5	46.3	7,570	2,184	H26.2.4	71
65	高雄3丁目	高雄3丁目			9.7	51.4	3,408	0	H26.2.4	71
66	青山3丁目	青山3丁目			11.3	57.9	6,918	0	H26.2.4	71
67	東ヶ丘(a)	青山1丁目			6.4	39.8	3,481	0	H26.2.4	71
68	東ヶ丘(b)	青山1丁目、石穴			30.9	45.2	24,420	0	H26.2.4	71
69	東ヶ丘(c)	青山1丁目、石穴			8.4	41.2	1,386	0	H26.2.4	71
70	石穴	石穴、石坂2丁 目、青山1丁目	○		40	45.3	8,485	3,595	H22.3.24	536 537
71	中の峯	石坂3丁目、石坂 2丁目			23.4	64.3	9,838	0	H26.2.4	71
72	石坂(1)	石坂3丁目、石坂 2丁目、石坂4丁 目			17.1	65.4	7,265	0	H26.2.4	71
74	北湯の谷団 地	石坂4丁目			17.8	50	8,141	0	H26.2.4	71
75	馬場(a)	宰府2丁目			24	51.3	5,460	0	H26.2.4	71
76	馬場(b)	宰府2丁目			11.2	57.7	2,795	0	H26.2.4	71
77	池の端	石坂4丁目、宰府 4丁目、宰府2丁 目			25.6	61.5	7,735	0	H26.2.4	71
78	浦の田	石坂4丁目、宰府 4丁目	○		24.7	42.9	8,685	3,312	H22.3.24	536 537
79	宰府4丁目	宰府4丁目			20.7	54.1	2,453	0	H26.2.4	71
80	宰府4丁目 (a)	宰府4丁目			33.6	71.8	24,689	0	H26.2.4	71
81	宰府(c)	宰府6丁目、宰府 4丁目			19.2	47.5	21,992	0	H26.2.4	71
82	宰府(d)	宰府4丁目、宰府 6丁目			22.4	43.3	17,264	0	H26.2.4	71
83	宰府(2)	宰府6丁目、宰府 5丁目			31.5	52.8	11,003	0	H26.2.4	71
84	宰府(3)	宰府6丁目、宰府 5丁目			32.7	32.8	14,732	0	H26.2.4	71
85	宰府(4)	宰府6丁目、宰府 5丁目			24.5	56.6	22,901	0	H26.2.4	71
86	宰府(5)	市宰府5丁目、宰 府6丁目			30.7	39	10,355	0	H26.2.4	71
87	宰府5丁目 (b)	市宰府5丁目、宰 府6丁目			32	38.9	7,795	0	H26.2.4	71
88	三条	三条3丁目			11.5	61.4	2,461	0	H26.2.4	71

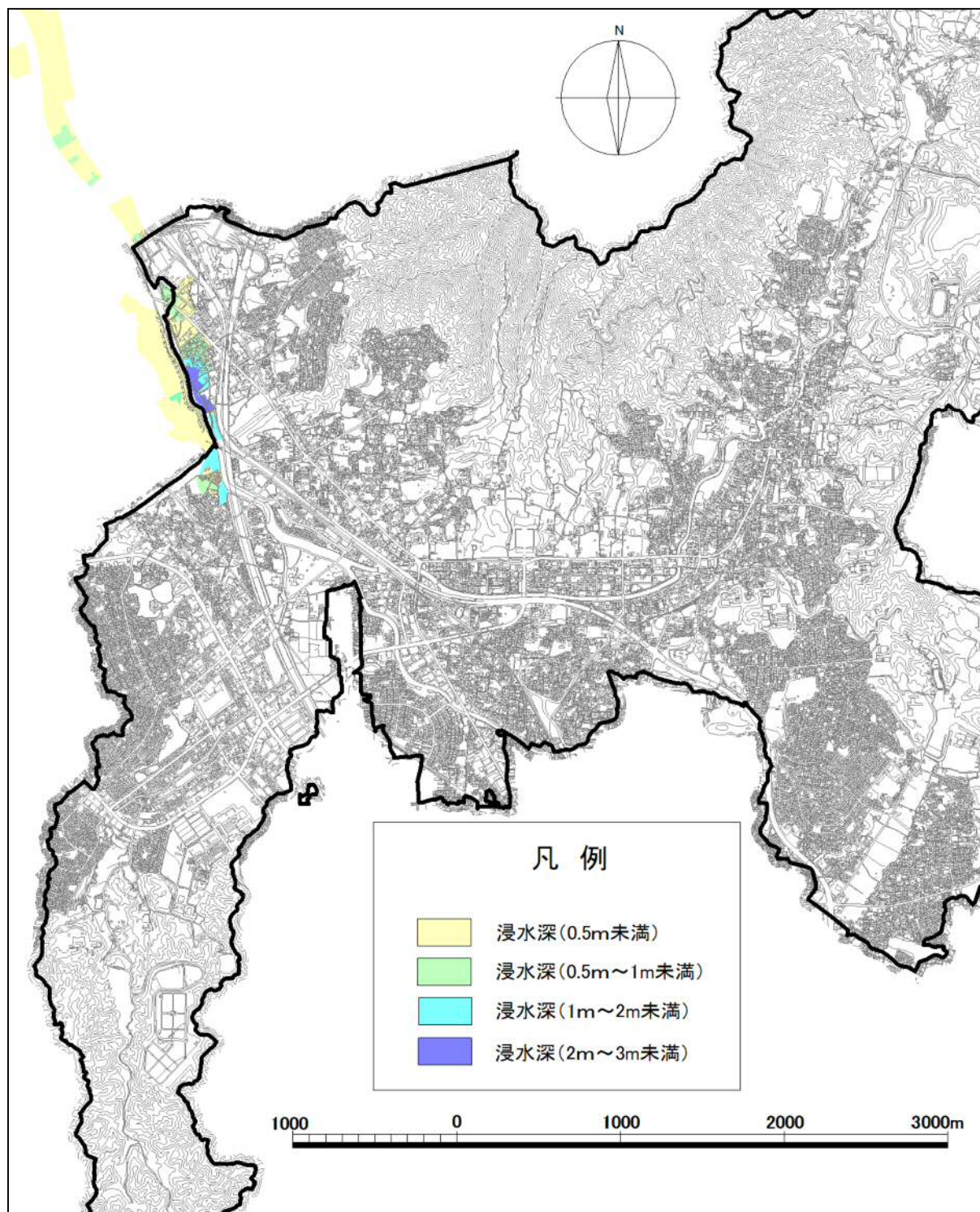
区域 番号 221- K-	区域の名称	所在地	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	最大 高さ (m)	最大 勾配 (°)	警戒区 域面積 (㎡)	特別 警戒 区域 面積 (㎡)	告示年月 日	告示 番号
89	三条(a)	三条1丁目、三条2丁目			18.7	59.3	12,577	0	H26.2.4	71
90	三条(b)	三条2丁目、大字太宰府			23.4	54.8	3,402	0	H26.2.4	71
91	三条(d)	三条1丁目	○		23	52.9	14,025	5,057	H22.3.24	536 537
93	大原団地(2)	三条3丁目、御笠1丁目、御笠2丁目			22.7	47.6	9,291	0	H26.2.4	71
94	大原団地(3)	三条3丁目、三条2丁目、御笠1丁目			14.4	38.2	3,981	0	H22.3.24	536 537
95	三条台	三条2丁目、大字太宰府			28.1	50.5	8,067	0	H26.2.4	71
96	御笠(b)	御笠5丁目			5.9	41.1	761	0	H26.2.4	71
97	御笠(c)	御笠2丁目			26	39.3	6,145	0	H26.2.4	71
98	御笠(d)	御笠4丁目、大字北谷			17.2	66.6	9,669	0	H26.2.4	71
99	御笠(e)	御笠3丁目			12.3	53	3,962	0	H26.2.4	71
100	御笠(f)	御笠2丁目、大字太宰府			31.9	45	11,180	0	H26.2.4	71
101	御笠5丁目	御笠5丁目			13.2	52.3	2,128	0	H26.2.4	71
102	万葉台	御笠5丁目			14.9	85.4	2,194	0	H22.3.24	536 537
103	松川	御笠3丁目			13	70.9	4,380	0	H26.2.4	71
104	只越(a)	大字北谷			22	61.6	10,412	0	H26.2.4	71
105	只越(b)	大字北谷			21.7	43.3	7,040	0	H26.2.4	71
106	北谷(a)	大字北谷	○		24.9	43.6	11,819	2,651	H22.3.24	536 537
107	北谷(b)	大字北谷			9.9	66.1	2,069	0	H26.2.4	71
108	北谷(c)	大字北谷			24	57.4	7,174	0	H26.2.4	71
110	北谷(e)	大字北谷			11	57.2	4,203	0	H26.2.4	71
111	北谷(f)	大字北谷			36.4	45.1	15,095	0	H26.2.4	71
112	北谷(g)	大字北谷	○		26	35.2	6,569	2,372	H22.3.24	536 537
113	北谷(h)	大字北谷	○		36	38.6	8,129	3,440	H22.3.24	536 537
114	北谷(i)	大字北谷			5	35.8	145	0	H26.2.4	71
115	内山(a)	大字内山			40.8	50.8	31,154	0	H26.2.4	71
116	内山(b)	大字内山	○		34.3	61.3	11,200	4,350	H22.3.24	536 537
117	内山(c)	大字内山			35.3	42.9	14,335	0	H26.2.4	71
118	内山(d)	大字内山			36.1	41.4	9,737	0	H26.2.4	71

区域 番号 221- K-	区域の名称	所在地	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	最大 高さ (m)	最大 勾配 (°)	警戒区 域面積 (㎡)	特別 警戒 区域 面積 (㎡)	告示年月 日	告示 番号
119	内山(e)	大字内山			27.8	52.3	36,487	0	H26.2.4	71
120	内山(i)	大字内山	○		24.8	35.1	5,322	2,026	H22.3.24	536 537
121	内山(j)	大字内山			18.5	48.1	8,525	0	H26.2.4	71
122	高雄(b)	高雄6丁目、3丁目							H26.2.4	71
123	北谷(d)	大字北谷	○		30.8	49.7	22,624	4,320	H26.6.13	537 538
124	石坂(2)	石坂3丁目	○	○	19	68.2	6,536	870	H26.6.15	537 538
125	連歌屋(h)・ 連歌屋(i)-2	白川、連歌屋1丁目	○	○	14.6	68.2	7,118	1,797	H26.6.13	537 538
126	連歌屋(h)・ 連歌屋(i)-1	白川、連歌屋1丁目	○	○	6.9	47.5	877	180	H26.6.13	537 538
127	観世音寺(1)	観世音寺5丁目、 白川	○	○	12.2	50.5	3,317	966	H26.6.13	537 538
128	観世音寺(3)	観世音寺3丁目			12	60.7	3,053	0	H26.6.13	537 538
129	坂本(a)	坂本3丁目	○	○	9	60.0	2,749	430	H26.6.13	537 538
130	国分(a)	国分2丁目、水城 3丁目、水城4丁目			11	36.2	4,481	0	H26.6.13	537 538
131	水城台 (2)・水城	水城4丁目、大字 水城、大字国分	○	○	19.6	65.8	17,995	4,071	H26.6.13	537 538
133	水城台(2)-2	水城4丁目、国分 2丁目	○	○	13.5	46.2	958	243	H26.6.13	537 538
134	水城ヶ丘	水城5丁目、大字 太宰府	○	×	15	43.9	3,438	367	H26.6.13	537 538
135	三条-b	三条3丁目	○	×	14	47	6,804	2,125	H27.12.25	1032 1033
136	三条(e)	三条2丁目	○	○	19	55	9,730	3,356	H27.12.25	1032 1033
138	坂本-1	坂本2丁目	○	○	11	48	4,286	827	H27.12.25	1032 1033
139	三条(c)	三条3丁目	○	×	12	35	2,021	720	H27.12.25	1032 1033
140	水城台(2)-1	水城4丁目・大字 太宰府	○	×	25.4	50.9	18,708	1,139	H30.3.13	213 214
141	坂本3丁目 -1	坂本3丁目	○	○	14.0	65.0	7,072	2,048	H30.10.16	869 870
142	坂本3丁目 -2	坂本3丁目	○	×	17.0	46.0	5,555	293	H30.10.16	869 870

■土砂災害（特別）警戒区域図



5 - 3 御笠川浸水想定区域



5-4 給水保有機器

平成26年1月

保有機関	種別	能力	数量
太宰府市	給水タンク	1 m ³	4 基
		0.5 m ³	4 基

5-5 水道施設一覧

平成26年1月

施設名	所在地	能力	容量	備考
松川浄水場（貯水池）	大字太宰府 169-6 他		79,000 m ³	
松川浄水場（浄水場）	大字太宰府 386-2 他	4,000 m ³ /日		
松川浄水場（配水池）	大字太宰府 168-1 他		2,939 m ³	
松川浄水場（取水井）	大字太宰府 383 他	1,000 m ³ /日		
大佐野浄水場（貯水池）	大字大佐野 807-36 他		23,500 m ³	
大佐野浄水場（浄水場）	大字大佐野 732-6 他	4,400 m ³ /日		
大佐野浄水場（配水池）	大字大佐野 157-4 他		7,230 m ³	
水城浄水場（浄水場）	水城 1-14-36	750 m ³ /日		(井水送水施設)
水城浄水場（取水井）	水城 1-137-2 他	750 m ³ /日		
新落合浄水場（取水井）	大字国分 271-10	450 m ³ /日		
落合公園内（井戸施設）	大字通古賀 144-3 他	800 m ³ /日		
湯の谷加圧ポンプ所	石坂 4-1065-56			(加圧施設)
新国分加圧ポンプ所	国分 3-605-1 他			(加圧施設)
東観世高所（配水池）	大字観世音寺 896-141		27 m ³	
東観世高所（ポンプ所）	大字観世音寺 715-127	100 m ³ /日	150 m ³	
高雄東ヶ丘高所（配水池）	青山 1-21-1 他		1,700 m ³	
醍醐水瓶高所（配水池）	連歌屋 3-1777-2		285 m ³	
醍醐水瓶高所（ポンプ所）	三条 1-12-14	540 m ³ /日	25 m ³	
三条台高所（配水池）	三条 2-559-233 他		30 m ³	
三条台高所（ポンプ所）	三条 2-559-39 他	979 m ³ /日	55 m ³	
水城ヶ丘高所（配水池）	水城 6-511-48 他		220 m ³	
水城ヶ丘高所（ポンプ所）	水城 5-343-2	1,396 m ³ /日	80 m ³	
つつじヶ丘高所（配水池）	大字大佐野 926-27		75 m ³	
つつじヶ丘高所（ポンプ所）	大字大佐野 640-3	1,008 m ³ /日	40 m ³	
向佐野中継ポンプ所	大字向佐野 16-3 他	200 m ³ /日		(井水送水施設)
五条中継ポンプ所	五条 6-1-11 他	3,456 m ³ /日	150 m ³	
宰府加圧ポンプ所	宰府 5-823-2			(加圧施設)

5-6 南福岡管工事組合太宰府支部

平成27年5月

No	事業者名	電話番号	所在地
1	㈱カワキタ	923-2569	太宰府市坂本1-8-5
2	中央設備㈱	923-1144	筑紫野市杉塚6-10-7
3	㈱筑紫商会	921-1155	太宰府市水城3-24-7
4	㈱吉竹設備工業	501-0188	春日市春日原東町3-28
5	㈱三機産業	923-1414	筑紫野市杉塚1-8-5
6	美建工業(有)	922-3579	大宰府市五条2-10-17
7	(有)平山設備工業	923-1468	筑紫野市二日市南2-8-18
8	㈱一新工業	922-8111	筑紫野市上古賀4-8-8
9	(有)ムサシ工業	928-3867	筑紫野市杉塚2-13-6
10	(有)馬場崎設備	924-1672	筑紫野市針摺東1-2-31
11	(有)太成興業	921-3239	筑紫野市上古賀1-6-17

5-7 資機材

1 水防資機材

令和元年12月

	市役所 水防倉庫	五条詰所	上下水道事業 センター	とびうめ アリーナ	合計
PPロープ	7		5		12
ブルーシート (10×10m)	38		21	10	69
ブルーシート (7.2×7.2m)	15		31		46
ブルーシート (5.4×5.4m)	1		25		26
ブルーシート (3.6×5.4m)	20				20
ブルーシート (3.5×3.5m)					0
アクアシート	100		200	20	320
シャベル	23		13	17	53
ポリバケツ	9		10		19
木製ハンマー (槌)	5		3	1	9
金属ハンマー (鎚)	4			3	7
金槌	3				3
木槌	2				2
木杭 (大)				158	158
木杭 (小)					
鉄杭	18		145	30	193
斧	1				1
鉋 (なた)	13			10	23
鋸 (のこぎり)	9			5	14
手鎌	19			10	29
土のう袋			16,310	3,050	19,360
土のう	250			1,000	1,250
一輪車	5				5

2 その他資機材

令和元年 12 月

	市役所 水防倉庫	五条詰所	上下水道事業 センター	とびうめ アリーナ	合計
発電機	4		2	5	12
拡声器	10			9	19
コードリール	14			12	26
ハロゲンライト	1				1
サークルライト			2		2
バルーンライト				9	9
チェンソー	2		3	5	10
リアカー			1	3	4
脚立	3		1	3	7
油圧カッター	1				1
軍手			250	80	330
保温性ブランケット	100			80	180
タオルケット	120			150	270
便袋		1,600			1,600
便袋一式		2,700		1,900	4,600
ポータブルトイレ		30		5	35
トイレテント				29	29
防災用マット				217	217
担架			8	5	13
ガソリン携行缶	4			3	7
懐中電灯	22			24	46
懐中電灯（ラジオ付き）	10			10	20
ポリタンク（飲料）	4				4
ポリタンク（灯油）			8		8
トラロープ	5		1		6
無線機（トランシーバー）	20				20
ピンマイク	14				14
ヘッドライト	5				5
ランタン					0
雨合羽	60			20	80
マスク	685			500	1,185
テント（2*4）				2	2

5-8 浸水時の薬剤所要量

平成27年5月

区分	薬剤の種類	算出の基礎量
床上浸水 (全壊、流水、半壊を含む)	石炭酸又はクレゾール	1戸あたり 300 ml
	混合乳剤	1戸あたり 200 ml
	次亜塩素酸ソーダ	井戸1箇所 200 ml
床下浸水	石炭酸又はクレゾール	1戸あたり 100 ml
	混合乳剤	1戸あたり 100 ml
	次亜塩素酸ソーダ	井戸1箇所 200 ml

5-9 欠番

5-10 市内病院・診療所・歯科医院一覧

■病院・診療所

病院名	住所	診療科目	電話番号
あきよし外科胃腸科医院	観世音寺3丁目12-1	外科、胃腸科、麻酔科、リハビリテーション科	922-3060
いなだ医院	大佐野4丁目16-2	胃腸科、内科、外科、肛門科	920-2040
岩崎外科胃腸科医院	向佐野4丁目12-15	外科、胃腸科	925-1526
上田眼科	通古賀3丁目12-6	眼科	400-6970
うえだ皮膚科クリニック	大佐野3丁目1-50	皮膚科、アレルギー科	919-5128
牛島産婦人科医院	五条2丁目23-8	産科、婦人科	921-2511
えぐち内科	五条2丁目4-5 アストビルⅡ1階テナントA号室	内科、糖尿内科、内分泌内科	917-7373
おにつかクリニック	五条2丁目23-3	内科、消化器内科	919-5360
鹿子生整形外科医院	五条3丁目4-14	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	925-1222
かんざき内科クリニック	観世音寺1丁目4-30	内科、消化器科	920-2626
別府病院	宰府1丁目6-23	内科、循環器内科、糖尿病内科、リハビリテーション科	918-5055
くすの木クリニック	通古賀3丁目11-11	神経科、精神科	921-8333
こが整形外科クリニック	大佐野2丁目8-7	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	925-2929
こでら内科医院	観世音寺1丁目29-26	内科	923-7330
島本脳神経外科	水城2丁目26-1	脳神経外科	555-9940
朱雀内科クリニック	都府楼南1丁目1-7	胃腸科、肝臓科	555-8635
耳鼻咽喉科たか野クリニック	大佐野3丁目1-60	耳鼻咽喉科	918-1110
高橋眼科	大佐野3丁目1-8	眼科	918-1666
高山泌尿器科五条クリニック	五条1丁目18-35	泌尿器科	919-4511
津田内科医院	通古賀6丁目2-6	内科、アレルギー科	924-3311
鶴田内科医院	都府楼南2丁目1-1	内科、胃腸科、循環器科	924-3051
富田耳鼻咽喉科医院	五条3丁目4-27	耳鼻咽喉科	924-7701
中嶋医院	宰府3丁目5-7	小児科	922-4019
西川整形外科医院	通古賀3丁目3-18	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科	928-1313
はせ川クリニック	大字向佐野45番地1	内科	918-7007
日高小児科	大佐野2丁目24-24	小児科	918-2611
ひぐち内科胃腸クリニック	大佐野3丁目1-51	内科、消化器科	408-3538
福岡県立精神医療センター 太宰府病院	五条3丁目8-1	精神科、神経科、内科、 歯科、リハビリテーション科	922-3137
藤村医院	通古賀2丁目3-16	歯科、耳鼻咽喉科	918-3387
まつのクリニック	向佐野2丁目11-28	小児外科、内科、胃腸消化器科、呼吸器科、外科、リハビリテーション科	918-1521
まつもと小児科医院	通古賀3丁目4-30	小児科	929-1358
丸山病院	坂本1丁目4-6	内科、消化器科、循環器科、リハビリテーション科	922-9001
水城病院	通古賀3丁目10-1	内科、リハビリテーション科、	922-2050

病院名	住所	診療科目	電話番号
みはら内科・循環器内科クリニック	五条2丁目9-37	内科、循環器科	925-7266
山野皮膚科医院	通古賀3丁目13-13	皮膚科、整形外科、アレルギー科	928-6606
吉田皮膚科形成外科クリニック	五条2丁目23-6	皮膚科	923-2700
太宰府吉富眼科医院	宰府2丁目9-13	眼科	928-0030
渡辺整形外科クリニック	五条2丁目5-20	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	929-5353
天拝坂クリニック	大佐野2丁目24-1	内科、循環器科、アレルギー科	918-8338
ながえクリニック	国分2丁目1-6	内科、消化器科、外科、肛門科、リハビリテーション科	406-1172
福岡眼科皮膚科内科	向佐野4丁目8-5 コモドパ ラッツオ1階	内科、小児科、皮膚科、眼科、アレルギー科	919-5200
ゆうゆうクリニック	五条2丁目11-3	内科、消化器内科、肝臓内科	403-0000
きむら内科・脳神経クリニック	高雄1丁目3692番1	内科、脳内科、皮膚科、リハビリテーション科	917-8100

■ 歯科医院

病院名	住所	診療科目	電話番号
池内歯科医院	通古賀3丁目12-15	歯科	922-4605
魚住歯科医院	宰府2丁目9-13	歯科	924-6558
うちだ歯科クリニック	梅ヶ丘1丁目8-39	歯科	555-4008
おおた歯科クリニック	大佐野3丁目1-52	歯科	920-5333
坂本歯科医院	観世音寺3丁目14-6 アスパ 都府楼1F	歯科	928-6480
さいとう歯科	吉松3丁目14-15	歯科	921-8110
柴原歯科医院	五条2丁目6-35	歯科	925-7557
じょう歯科診療所	通古賀4丁目5-20	歯科	928-8898
しんかい歯科クリニック	坂本1丁目2-7J-WAVE 都府 楼2F	歯科	919-1020
鈴木歯科医院	都府楼南4丁目3-1	歯科	923-5633
陶山歯科医院	観世音寺2丁目19-1	歯科	925-8260
たむら歯科医院	大佐野2-10-10	歯科	925-1825
筒井歯科医院	梅香苑1丁目1-21	歯科	923-5298
なかがわ歯科医院	五条2丁目22-5 月見ヶ丘ビ ル2F	歯科	919-1648
ハートスマイル歯科クリニック	向佐野4丁目1-25	歯科	921-7881
早川歯科医院	宰府3丁目4-37	歯科	924-8148
林歯科医院	五条1丁目15-8	歯科	922-6430
ひろ歯科クリニック	水城3丁目7-22	歯科	928-7000
増田歯科医院	長浦台4丁目13-5	歯科	925-0848
松崎歯科医院	梅ヶ丘1丁目3-11	歯科	924-0057
みかさ歯科医院	御笠1丁目2-2	歯科	922-7576
むかえ歯科医院	高雄6丁目1-22	歯科	924-4777

病院名	住 所	診 療 科 目	電話番号
メイプル歯科医院	国分1丁目5-43	歯科	408-6483
やすたけ歯科医院	国分1丁目13-26	歯科	405-8887
山口歯科医院	通古賀3丁目9-3	歯科	922-1977
やました歯科医院	大佐野6丁目2-21	歯科	924-3622
吉塚歯科医院	五条2丁目2-30	歯科	923-4348
よしむら歯科医院	観世音寺5丁目1-6	歯科	928-1118
歴史公園前歯科クリニック	向佐野4丁目15-14	歯科	925-0907
ひまわり歯科	五条2丁目5-5	歯科	555-6671
よしだ歯科小児歯科	青山2丁目25-1	歯科	403-0120
のぞみ歯科大佐野	大佐野5丁目17-1	歯科	920-1010
おおた歯科クリニック	大佐野3丁目1-52	歯科	920-5333
まつうら歯科	向佐野3丁目6番地	歯科	408-2929

(厚生労働省九州厚生局 令和4年5月1日現在)

5-11 市内薬局一覧

病院名	住 所	診 療 科 目	電話番号
イルカ薬局大佐野店	大佐野 3 丁目 1-48	保険調剤	919-6601
大賀薬局太宰府病院前	五条 3 丁目 2-20	保険調剤	918-1560
かすみ調剤薬局	通古賀 2 丁目 3-17	保険調剤	918-1089
観世調剤薬局	観世音寺 1 丁目 4-31	保険調剤	918-1065
木下薬局五条店	五条 4 丁目 3-38	一般薬、保険調剤	924-5247
きらり薬局	向佐野 2-11-24	保険調剤	918-3344
桑原薬局	梅ヶ丘 1 丁目 4-22	保険調剤、一般薬、漢方薬	924-2730
さくら薬局	五条 2 丁目 9-35	保険調剤	920-5650
芝原調剤薬局	通古賀 6 丁目 7-1	保険調剤	923-0467
新生堂薬局五条店	五条 3 丁目 4-43	保険調剤、一般薬	918-8839
大成堂薬局	坂本 1 丁目 3-15	保険調剤、一般薬	925-5818
大信薬局五条店	五条 2 丁目 23-2	保険調剤	408-2262
タカラ薬局向佐野	大字向佐野 44-7	保険調剤、一般薬	555-2066
たちばな調剤薬局五条店	五条 2 丁目 5-17	保険調剤	922-1990
中央薬局おおぎの店	大佐野 4 丁目 16-1	保険調剤	918-2015
中央薬局おおぎの南店	大佐野 2 丁目 8-6	保険調剤	555-9811
とふろう調剤薬局	通古賀 3 丁目 3-16	保険調剤	925-0901
野間薬局国分店	国分 2 丁目 1-7	保険調剤	918-1550
星薬局 太宰府五条店	五条 3 丁目 4-34	処方箋調剤、一般薬	921-1199
ハトフル薬局太宰府駅前店	宰府 1 丁目 4-24	保険調剤	408-5644
福神調剤薬局大佐野店	大佐野 2 丁目 24-26	保険調剤	928-8080
三日月薬局	都府楼南 1 丁目 1-28	保険調剤	555-3735
ミクス薬局	観世音寺 3 丁目 13-10	保険調剤	928-9610
美しま薬局五条店	五条 2 丁目 22-7	保険調剤	922-7754
美しま薬局政庁前店	観世音寺 1 丁目 29-10	保険調剤	406-1102
水城調剤薬局	通古賀 3 丁目 13-13	保険調剤	928-2678
みどり薬局	通古賀 3 丁目 11-21 松崎ビル 1F	保険調剤	924-8180
みやこ薬局	都府楼南 2 丁目 1-2	保険調剤	918-6610
モンブラン薬局	大佐野 3 丁目 1-9	保険調剤	918-4220
ララ薬局太宰府店	大佐野 3 丁目 1-58	保険調剤	918-3040
大賀薬局五条調剤店	五条 3 丁目 3-12	保険調剤	920-2100
きらり薬局五条店	五条 1 丁目 18-35	保険調剤	408-8183
よしだ薬局太宰府五条店	五条 2 丁目 4-5 アストビル II 1 階 B 号室	保険調剤	917-5838
大賀薬局都府楼南店	都府楼南 2 丁目 19-26	保険調剤	922-5061
大賀薬局五条 2 丁目店	五条 2 丁目 11-1 車屋第一ビル 1F	保険調剤	923-8011
よつば薬局太宰府高雄店	高雄 1 丁目 3964-1-103	保険調剤	917-8333

(厚生労働省九州厚生局 令和 4 年 5 月 1 日現在)

5-12 指定文化財一覧

平成 27 年 5 月

種別	区分	指定年月日	名称	員数	所在地	管理者又は管理団体
(有形文化財)						
建造物	重文	明 40. 5. 27	太宰府天満宮末社志賀社本殿	1 棟	太宰府天満宮	太宰府天満宮
〃	〃	明 40. 5. 27	太宰府天満宮本殿	1 棟	太宰府天満宮	太宰府天満宮
〃	〃	昭 29. 3. 20	七重塔	1 基	桜町区	太宰府市
〃	〃	昭 10. 5. 13	多宝千仏石幢	1 基	九州国立博物館	九州国立博物館
〃	県 12	昭 32. 8. 13	観世音寺金堂及講堂	2 棟	観世音寺	観世音寺
〃	県 22	昭 36. 10. 21	天満宮の石造鳥居	1 基	太宰府天満宮	太宰府天満宮
〃	県 20	昭 36. 10. 21	天満宮の石造燈籠	1 基	太宰府天満宮	太宰府天満宮
〃	県 38	平 8. 5. 31	戒壇院本堂	1 棟	戒壇院	戒壇院
〃	県 39	平 12. 11. 1	戒壇院鐘楼	1 棟	戒壇院	戒壇院
〃	市 18	平 24. 5. 25	相輪櫓	1 基	太宰府天満宮	太宰府天満宮
絵画	県 16	昭 37. 7. 26	北野天神縁起	3 巻	太宰府天満宮宝物殿	太宰府天満宮
〃	県 51	昭 30. 9. 6	絹本着色一遍上人画像	1 幅	九州国立博物館	福岡県
彫刻	重文	明 37. 2. 18	木造仏像 (伝薬師如来坐像)	1 軀	国分寺	国分寺
〃	〃	明 37. 2. 18	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	観世音寺	観世音寺
〃	〃	明 37. 2. 18	木造阿弥陀如来立像	1 軀	九州国立博物館	観世音寺
〃	〃	明 37. 8. 29	木造盧舎那仏坐像	1 軀	戒壇院	戒壇院
〃	〃	明 37. 2. 18	木造十一面観音立像	1 軀	観世音寺	観世音寺
〃	〃	明 37. 2. 18	木造観音菩薩立像	1 軀	観世音寺	観世音寺
〃	〃	明 37. 2. 18	木造観音菩薩坐像	1 軀	観世音寺	観世音寺
〃	〃	明 37. 2. 18	木造馬頭観音立像	1 軀	観世音寺	観世音寺
〃	〃	大元. 9. 3	木造地藏菩薩半跏像	1 軀	観世音寺	観世音寺
〃	〃	大元. 9. 3	木造地藏菩薩立像	1 軀	観世音寺	観世音寺
〃	〃	明 37. 2. 18	木造不空羼索観音立像	1 軀	観世音寺	観世音寺
〃	〃	明 37. 2. 18	木造十一面観音立像	1 軀	観世音寺	観世音寺
〃	〃	明 37. 2. 18	木造十一面観音立像 (光背あり)	1 軀	観世音寺	観世音寺
〃	〃	明 37. 2. 18	木造毘沙門天立像	1 軀	観世音寺	観世音寺
〃	〃	明 37. 2. 18	木造四天王立像	4 軀	観世音寺	観世音寺
〃	〃	明 37. 2. 18	木造吉祥天立像	1 軀	観世音寺	観世音寺
〃	〃	明 37. 2. 18	木造大黒天立像	1 軀	観世音寺	観世音寺
〃	〃	明 37. 2. 18	木造舞楽面	3 面	観世音寺	観世音寺

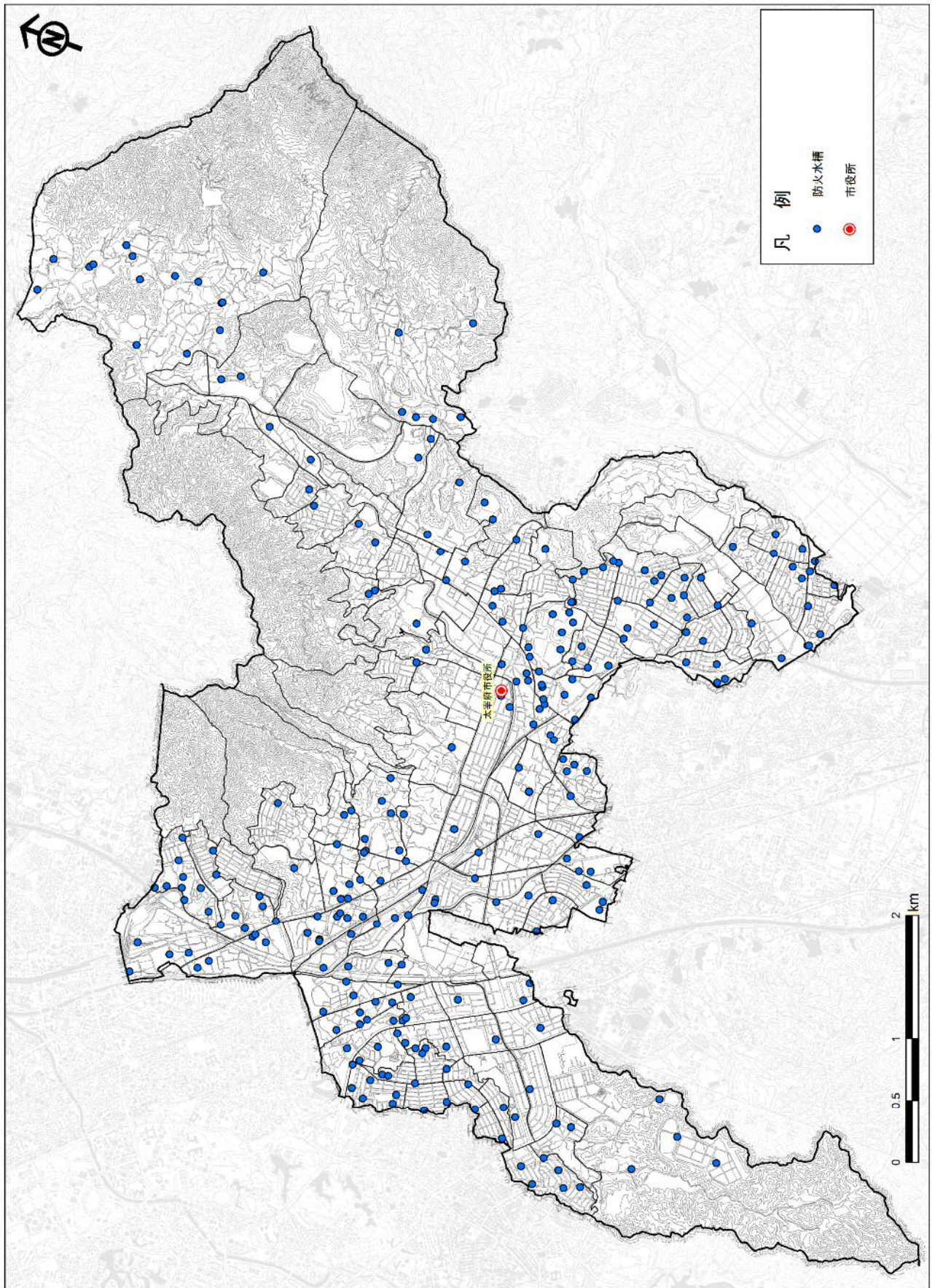
種 別	区 分	指定年月日	名 称	員 数	所在地	管理者又は 管理団体
〃	〃	明 37. 2. 18	石造狛犬	1 対	観世音寺	観世音寺
〃	県 46	昭 57. 4. 1	木造狛犬	1 対	太宰府天満宮宝物殿	竈門神社
〃	県 51	平 11. 3. 19	木造地藏菩薩立像	1 軀	北谷地藏堂	北谷区
〃	市 4	平 5. 7. 27	木造文殊菩薩・弥勒菩薩 立像	2 軀	戒壇院	戒壇院
〃	市 5	平 5. 7. 27	木造鑑真和上坐像	1 軀	戒壇院	戒壇院
〃	市 19	平 24. 5. 25	六座の面	5 点	太宰府天満宮宝物殿	太宰府天満宮
工 芸	国宝	明 37. 2. 18	梵鐘	1 口	観世音寺	観世音寺
〃	重文	大 12. 3. 28	毛抜形太刀	1 口	太宰府天満宮宝物殿	太宰府天満宮
〃	〃	大元. 9. 3	太刀	1 口	太宰府天満宮宝物殿	太宰府天満宮
〃	〃	大元. 9. 3	銅製天蓋光心	1 箇	観世音寺	観世音寺
〃	〃	昭 55. 6. 6	梅月蒔絵文台	1 基	太宰府天満宮宝物殿	太宰府天満宮
〃	〃	平 17. 6. 9	孔雀鎗金経箱	1 合	九州国立博物館	九州国立博物館
〃	〃	平 21. 7. 10	菊蒔絵手箱	1 合	九州国立博物館	九州国立博物館
〃	〃	平 22. 6. 29	奈良三彩壺	1 口	九州国立博物館	九州国立博物館
〃	県 38	昭 37. 2. 20	銅製鰐口	1 口	太宰府天満宮宝物殿	太宰府天満宮
〃	県 16	昭 33. 11. 13	鉄製雲版	1 面	太宰府天満宮宝物殿	太宰府天満宮
〃	県 37	昭 37. 2. 20	鶴亀文懸鏡	1 対	太宰府天満宮宝物殿	太宰府天満宮
〃	県 39	昭 37. 2. 20	銅製麒麟並に鷲	各 1 基	太宰府天満宮手水鉢 横	太宰府天満宮
〃	県 40	昭 37. 2. 20	銅製神牛	1 基	太宰府天満宮手水鉢 横	太宰府天満宮
〃	県 36	昭 37. 2. 20	銅製花瓶	1 対	太宰府天満宮宝物殿	太宰府天満宮
〃	県 26	昭 35. 4. 12	筆洗	1 個	宮小路賀宏	宮小路賀宏
〃	県 35	昭 37. 2. 20	太宰府天満宮飛梅柵擬宝 珠	6 個	太宰府天満宮宝物殿	太宰府天満宮
〃	県 47	平 9. 7. 25	梵鐘（半鐘）	1 口	戒壇院	戒壇院
〃	県 48	平 9. 7. 25	梵鐘	1 口	戒壇院	戒壇院
書 跡	国宝	昭 6. 12. 14	翰苑卷第卅	1 卷	太宰府天満宮宝物殿	太宰府天満宮

種別	区分	指定年月日	名称	員数	所在地	管理者又は管理団体
古文書	重文	昭 57. 6. 15	太宰府天満宮文書	78 卷、 25 冊	太宰府天満宮宝物殿	太宰府天満宮
〃	〃	昭 61. 6. 6	小早川家文書(三百六通)	31 卷	九州国立博物館	国(文化庁)
〃	市 21	平 25. 9. 25	今川了俊書状	1 点	齋藤玲子	-
歴史資料	市 7	平 21. 3. 3	大野城太宰府旧蹟全図北	1 点	木村敏美	-
考古資料	重文	昭 39. 5. 26	銅戈鎔范	1 箇	九州国立博物館	福岡県
〃	〃	昭 39. 5. 26	銅釧鎔范	1 箇	九州国立博物館	福岡県
〃	〃	昭 53. 6. 15	青磁三足壺	1 口	観世音寺	石田琳圓
〃	〃	昭 34. 12. 18	鬼瓦	1 箇	九州国立博物館	福岡県
〃	〃	昭 36. 6. 30	蓮華唐花文埴	1 箇	太宰府天満宮宝物殿	太宰府天満宮
〃	〃	昭 31. 6. 28	筑前国筑紫郡宝満山経塚 出土品		九州国立博物館	国(文化庁)
〃	〃	昭 45. 5. 25	金錯銘刀身	1 口	九州国立博物館	国(文化庁)
〃	県 62	昭 36. 1. 14	滑石硯	1 面	太宰府天満宮宝物殿	太宰府天満宮
〃	県 16	昭 32. 8. 13	銅製経筒	1 口	太宰府天満宮宝物殿	太宰府天満宮
〃	県 17	昭 32. 8. 13	石製経筒	1 口	太宰府天満宮	太宰府天満宮
〃	県 9	昭 30. 3. 5	瓦経	7 個	太宰府天満宮宝物殿	太宰府天満宮
〃	県 67	昭 37. 4. 19	太宰府安養院跡五輪塔残 欠	1 基	太宰府市	太宰府市
〃	県 74	昭 44. 5. 1	蒙古碇石	1 個	菅公歴史館	太宰府天満宮
〃	市 2	昭 59. 10. 8	鬼瓦	1 個	大宰府展示館	太宰府市
〃	市 3	昭 59. 10. 8	銅製経筒 経卷共 附 陶 製外容器	1 口	太宰府市文化ふれあ い館	太宰府市
〃	市 11	平 22. 9. 9	宮ノ本丘陵古代墓地出土 品	一 括	太宰府市文化ふれあ い館	太宰府市
〃	市 12	平 22. 9. 9	神ノ前窯跡出土瓦 附 2 号窯出土土器	一 括	太宰府市文化ふれあ い館	太宰府市
〃	市 13	平 22. 9. 9	正平八年銘法華曼荼羅板 碑	1 基	水瓶山山頂	太宰府市
〃	市 14	平 22. 9. 9	正平廿三年銘梵字板碑	1 基	三条 1 丁目	太宰府市
〃	市 15	平 22. 9. 9	文明拾八年銘梵字板碑	1 基	五条 2 丁目	吉塚太喜雄
〃	市 16	平 22. 9. 9	獸帯鏡	1 点	太宰府市文化ふれあ い館	太宰府市
(民俗文化財)						
無形民 俗文化 財	県 13	昭 51. 4. 24	太宰府天満宮神幸行事		太宰府天満宮	太宰府天満宮
〃	県 39	昭 51. 4. 24	竹の曲		太宰府天満宮	竹の曲保存会
〃	県 62	昭 51. 4. 24	鬼すべ		太宰府天満宮	太宰府天満宮 氏子会

種 別	区 分	指定年月日	名 称	員 数	所在地	管理者又は 管理団体
有形民 俗文化 財	県 27	昭 37. 2. 20	宝満山山岳信仰関係資料	307 点	竈門神社	竈門神社
〃	県 30	昭 37. 2. 20	太宰府天満宮の力石	3 個	太宰府天満宮 本殿 裏手	太宰府天満宮
(記念物)						
史 跡	特別 史跡	大 10. 3. 3 (史)	大宰府跡	298, 819 . 03 m ²		太宰府市
〃	〃	大 10. 3. 3 (史)	水城跡	156, 661 . 64 m ²		太宰府市
〃	〃	昭 7. 7. 23 (史)	大野城跡	3, 124, 9 53. 14 m ²		太宰府市
〃	史 跡	昭 45. 9. 21	観世音寺境内及び子院跡 附 老司瓦窯跡	895, 026 . 56 m ²		太宰府市
〃	〃	大 11. 10. 12	筑前国分寺跡	23, 141. 84 m ²		太宰府市
〃	〃	大 11. 10. 12	国分瓦窯跡	1, 835 m ²		太宰府市
〃	〃	昭 45. 9. 21	大宰府学校院跡	54, 040. 8 m ²		太宰府市
〃	県 51	昭 56. 3. 5	宮ノ本遺跡	130. 5 m ²	太宰府西小学校内	太宰府市
〃	県 20	昭 35. 1. 12	横岳崇福寺跡	2, 243 m ²		太宰府市
〃	市 1	昭 58. 7. 1	陣ノ尾 1 号墳	291. 4 m ²		太宰府市
〃	市 6	平 16. 1. 30	内山辛野遺跡	3, 680 m ²		承天寺
名勝	県	平 26. 3. 14	光明寺庭園	3623. 26 m ²	光明寺	光明寺
天然記 念物	天然 記念 物	大 11. 3. 8	太宰府神社のクス	2 本	太宰府天満宮	太宰府天満宮
〃	〃	昭 10. 6. 7	太宰府神社のヒロハチシャ ノキ	1 本	太宰府天満宮	太宰府天満宮
〃	県 48	昭 36. 1. 14	天神の森 (樟)	1 叢	太宰府天満宮境内	太宰府天満宮
〃	市 8	平 21. 3. 3	晴明井のエノキ	1 本	菊武孝	菊武孝
〃	市 9	平 21. 3. 3	地祿神社のイチイガシ	1 本	地祿神社	地祿神社

種 別	区 分	指定年月日	名 称	員 数	所在地	管理者又は 管理団体
〃	市 10	平 21. 3. 3	若宮神社の杜	1 叢	文部科学省(筑前国分 寺跡地内)	太宰府市
〃	市 20	平 24. 5. 25	太宰府天満宮のイチイガ シ	1 本	太宰府天満宮	太宰府天満宮
〃	市 22	平 25. 9. 25	戒壇院の菩提樹	1 本	戒壇院	戒壇院
〃	市 23	平 25. 9. 25	日吉神社の社叢	1 叢	日吉神社	日吉神社

5-14 消防水利位置図



5-15 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設

No	施設名	住所	災害種別		
			土石流	急傾斜	浸水
1	デイサービス北谷	太宰府市北谷 408-1	Y	—	—
2	有料老人ホーム風	太宰府市内山 363-4	R	—	—
3	特別養護老人ホーム ムネだざいふ	太宰府市内山 492-5	—	Y	—
4	双葉老人ホーム	太宰府市三条 1-4-1	Y	—	—
5	身体障害者授産施設福岡光明園	太宰府市三条 1-4-2	Y	Y	—
6	そよかぜ国分の里	太宰府市国分 5-6-14	Y	—	—
7	さいとう歯科	太宰府市吉松 3-14-15	—	R	—
8	特別養護老人ホーム サンケア太宰府ユニット	太宰府市高雄 3-4227-36	—	Y	—
9	サンケア太宰府ショートステイユニット	太宰府市高雄 3-4227-36	—	Y	—
10	サンホーム太宰府	太宰府市高雄 3-4227-40	—	R	—
11	特別養護老人ホーム サンケア太宰府	太宰府市高雄 3-4227-267	—	Y	—
12	サンケア太宰府ショートステイ	太宰府市高雄 3-4227-267	—	Y	—
13	サンケア太宰府デイサービス	太宰府市高雄 3-4227-267	—	Y	—
14	ケアハウス太宰府	太宰府市高雄 3-4227-267	—	Y	—
15	グループホームはなみずき	太宰府市水城 6-15-28	Y	—	—
16	みかさ歯科	太宰府市御笠 1-2-2	Y	—	—
17	デイサービスセンター太宰府ステージひかり	太宰府市御笠 1-5-15	Y	—	—
18	ヴィレッジ壱番館	太宰府市御笠 1-5-15	Y	—	—
19	太宰府第一学童保育所	太宰府市連歌屋 1-2-2	Y	—	—
20	太宰府第二学童保育所	太宰府市連歌屋 1-2-1	Y	—	—
21	国分第一学童保育所	太宰府市国分 5-29-7	Y	—	—
22	国分第二学童保育所	太宰府市国分 2-10-1	Y	—	—
23	ひろ歯科クリニック	太宰府市水城 3-7-22	Y	—	—
24	太宰府東小学校	太宰府市青山 3-4-1	—	R	—
25	太宰府小学校	太宰府市連歌屋 1-2-1	Y	R	—
26	太宰府東中学校	太宰府市高雄 2-3964-1	—	R	—
27	学業院中学校	太宰府市観世音寺 3-11-1	—	Y	—
28	筑紫台高等学校	太宰府市連歌屋 1-1-1	—	R	—
29	国分小学校	太宰府市国分 2-10-1	Y	—	—

Y:土砂災害警戒区域

R:土砂災害特別警戒区域